

多摩市都市農業振興プラン

農業者と市民が支える都市農業のあるまち 多摩



平成31年3月【令和6年3月改定】

多 摩 市

はじめに

多摩丘陵が多くを占める多摩市は、昭和 30 年代までは、多摩丘陵の谷戸から多摩川にかけて田畑の風景が広がっていました。昭和 40 年代になると、多摩ニュータウンの開発が始まり、農地と農家は急激に減っていきました。

現在、市内で農業を営んでいる方々の数や農地面積は、多摩地域の中で下位に位置する状況となっています。しかし、この都市化の進んだ本市において、これまで代々、農業を続けてこられた農家の方々は、ふるさと愛と農業への想いが他の地域に比べ一段と強い、選りすぐりの農家と言えると考えています。

都市農業の現状は、高齢化や後継者の問題、安定した農業経営など、多くの課題を抱えており、本市も例外ではありません。これらの課題を解決すべく、国では都市農業振興基本法の制定を始め、生産緑地法の改正、都市農地貸借円滑化法の制定など、都市農地保全に向けた様々な法制度が打ち出されており、これらの制度を有効に活用する必要があります。

一方、本市では、共同直売所の運営や農産加工組合による味噌の製造販売、市や JA などと連携して新鮮な地場野菜を学校給食に提供するなど、団結し頑張っている農家の方々の姿が心強く感じています。さらに、東京では珍しいアスパラガスの栽培にも取り組み、多摩市農業が、着実に歩みを進めていると感じています。

これらの取り組みがさらに推進され、多摩市農業が発展するとともに、広く市民の皆さんの中に都市農業への理解が深まるよう、「多摩市都市農業振興プラン」を平成 31 年 3 月に策定し、基本方針の「多様な形態を活かした都市農業を目指して」「多摩市農業を支える担い手の育成を目指して」「多面的機能を活かした都市農地を目指して」「市民と共に支える多摩市農業を目指して」の四つの柱により取り組みを進めてまいりました。

この度、本プランの策定から 5 年を迎えることから、各施策については、これまでの取り組みを踏まえた修正や環境への配慮や農業公園づくりの検討などの追加、また、法令や各種取り組みの時点修正など、プランの中間見直しを行いました。

今後、このプランに基づき、多摩市農業委員会や東京南農業協同組合を始め、関係者の方々との連携を一層強化し、持続可能な都市農業となるよう環境を整備し「農業者と市民が支える都市農業のあるまち 多摩」の実現を目指してまいります。

プランの見直しにあたり、農家意向調査・市民意向調査などによりのご協力、ご意見をいただきました皆様、そして熱心にご議論していただきましたプラン改定検討委員会委員の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

多摩市長 阿部 裕行

目 次

第1章 農業振興プラン策定の趣旨	1
1 農業振興計画の経過と背景	3
2 計画改定の目的とねらい	3
3 計画期間	3
4 計画の位置付け	4
(1) 多摩市総合計画等との関係	
(2) 農業経営基盤強化促進法に定める農業基本構想としての位置付け	
(3) 都市農業振興基本法に基づく「地方計画」としての位置付け	
第2章 多摩市の農業	5
1 多摩市の状況	7
(1) 位置・地形・自然環境	
(2) 人口・世帯数	
(3) 地目別土地面積	
2 多摩市農業の沿革	10
(1) これまでの歩み	
(2) 多摩市農業の特徴	
3 多摩市農業・農地の現状	13
(1) 農地の現状	
(2) 農業産出額	
(3) 農産物販売金額	
(4) 農産物別作付面積・収穫量	
(5) 経営耕地面積	
4 農業者の状況	23
(1) 農家数・農業の担い手	
(2) 環境保全型農業の取り組み	
(3) 農業者団体の状況	
(4) 女性農業者の取り組み	
5 現在の農業振興施策	30
(1) 農業経営支援の取り組み	
(2) 共同直売所等の支援	
(3) 担い手対策	
(4) 学校給食への供給	
(5) 特産品開発の推進	
(6) 農業イベント、農業情報の発信	
(7) 農業体験や交流機会の提供	

6	農業者・市民の意向把握	38
	(1) 農家・市民意向調査	
	(2) その他の農業者・市民意向把握	
7	隣接市との比較検討	46
第3章	多摩市農業の課題	47
1	データからの考察	49
	(1) 農家者数の減少	
	(2) 販売農家も減少	
	(3) 農業者の高齢化の進捗	
	(4) 農地面積の減少	
	(5) 農産物販売金額	
	(6) 栽培品目による収穫量の変化	
2	農家意向調査結果の考察	50
	(1) 営農継続の意向について	
	(2) 販売について	
	(3) 農業経営について	
	(4) 市民との交流について	
3	市民意向調査結果の考察	51
	(1) 多摩市農業の認知度・農地保全について	
	(2) 農産物の購入方法等について	
	(3) 市内産農産物の購入意向	
	(4) 農業体験等について	
4	農家ヒアリング結果の考察	51
5	消費者意見箱結果の考察	52
6	障がい者団体アンケート結果の考察	52
7	多摩市都市農業振興市民フォーラムで挙げた意見の考察	52
8	まとめ	53
	(1) 多様な農業経営の確立	
	(2) 農業の担い手の育成	
	(3) 多面的機能を活かした都市農地の保全と活用	
	(4) 市民の参加による都市農業の展開	
第4章	多摩市の農業の将来像と基本方針	55
1	多摩市農業の将来像	57
2	将来像実現に向けた基本方針	57
	(1) 多様な形態を活かした多摩市農業を目指して	
	(2) 多摩市農業を支える担い手の育成を目指して	
	(3) 多面的機能を活かした都市農地を目指して	
	(4) 市民と共に支える多摩市農業を目指して	

3 施策の体系	59
4 基本計画（施策の内容）	60
基本方針1 多様な形態を活かした多摩市農業を目指して	61
基本方針2 多摩市農業を支える担い手の育成を目指して	68
基本方針3 多面的機能を活かした都市農地を目指して	70
基本方針4 市民と共に支える多摩市農業を目指して	75
5 重点施策の一覧	80
 第5章 都市農業振興プランを推進するための体制・組織づくり	 82
 第6章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	 86
1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	88
2 農業経営モデル	91
3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	92
4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	93
 資料編	 89
1 調査資料	91
(1) 農家・市民意向調査調	91
(2) 農家ヒアリング	106
(3) 消費者意見箱	108
(4) 障がい者団体アンケート	109
2 多摩市都市農業振興プランのパブリックコメント実施状況について	110
3 計画策定体制資料	121
(1) 多摩市都市農業振興プラン策定委員会委員名簿	121
(2) 多摩市都市農業振興プラン策定委員会	122
(3) 多摩市都市農業振興プラン策定委員会設置要綱	123

第 1 章

農業振興プラン策定の趣旨

1 農業振興計画の経過と背景

多摩市では、平成4年に「都市と共存する農のある快適なまちづくり」を基本方針として「多摩市都市農業推進計画」を策定し、平成13年3月に第2次計画として「多摩市農業振興計画」を、平成21年3月に第3次計画として「多摩市農業振興計画（改訂版）」を策定しました。

国は、平成11年7月に日本農業の基本的な指針である「農業基本法」を38年ぶりに大幅に見直し、「食料・農業・農村基本法」を制定しました。平成27年4月には、都市農地に対する国民的な評価の高まりなどを受けて、都市農業振興基本法を制定しました。平成28年5月には都市農業振興基本計画を閣議決定し、都市農業の多面的な機能が評価され、都市農地を「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」と位置づけるという、大きな転換が示されました。その背景には、都市農地を維持してきた農業者とそれを支援してきた市町村農業行政の努力があり、同法でも「都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたもの（都市農業振興基本法、第三条基本理念）」とうたわれています。

東京都は、平成29年に生産緑地法の一部を改正、平成30年の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定と相続税納税猶予の税制改正など東京農業を取り巻く社会情勢の変化を受けて、都が展開すべき振興施策の方向について東京都農林・漁業振興対策審議会へ諮問し、『都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開』について、令和4年11月に答申を受けました。この答申を踏まえ、令和5年3月に都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示す、新たな『東京農業振興プラン』を策定しました。

本市では、多摩ニュータウン開発や土地区画整理事業による農地の減少が進みましたが、現在は農地の約7割が生産緑地地区指定により保全されており、多摩市農業振興計画にもとづく施策が進められています。しかし、2022年には多くの生産緑地が指定から30年を迎えることから、国においては生産緑地法の改正による「特定生産緑地制度」の創設や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行などが進められ、本市においても新たな対応が求められる状況となっています。

その後の農業を取り巻く動きとしては、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図ることを目的として、令和4年4月22日に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）が成立し、7月1日に施行されています。

2 計画改定の目的とねらい

平成21年3月に策定された「多摩市農業振興計画（改訂版）」の期間は平成21年度から平成30年度の10か年ですが、この間、生産緑地法の改正等、制度的にも転換期を迎えて、都市農業をめぐる環境も大きく変化しています。

そのため、「多摩市都市農業振興プラン」は、「都市農業振興基本法」の基本理念に基づき、「東京農業振興プラン」を踏まえるとともに、新たな制度を有効に活用し、農家の努力の下で維持されてきた農地を将来的にも存続させることを目的として、市民の農への関心の高まりを取り込んだ実現性のあるプランとすることとします。

3 計画期間

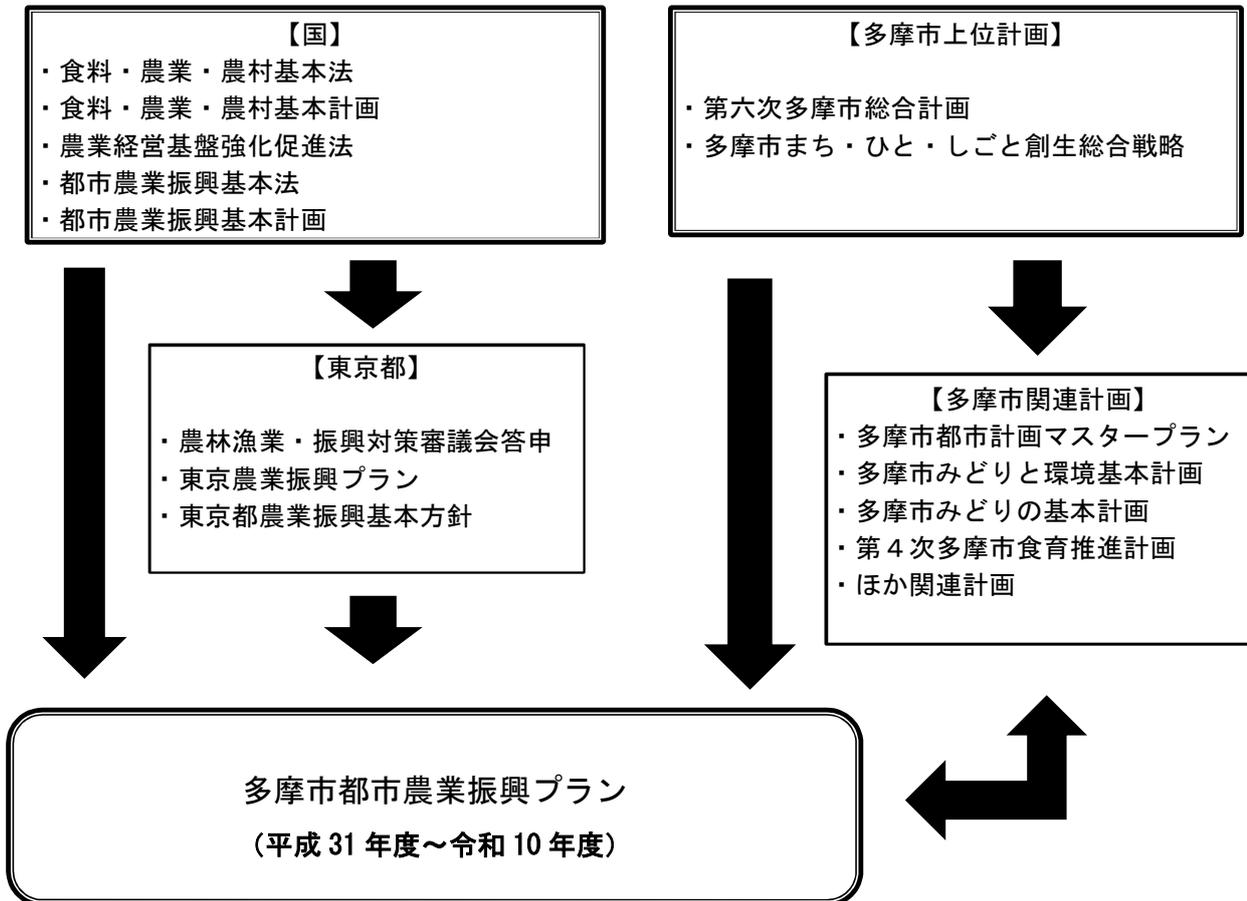
計画の期間は、平成31年度から令和10年度までの10か年とします。

4 計画の位置付け

(1) 多摩市総合計画等との関係

「第六次多摩市総合計画」における農業は、「政策D みんながいきいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまちの実現」の施策の中に位置付けられており、基本計画との整合性を図るとともに、多摩市都市計画マスタープランをはじめとする関連計画との整合性を図ります。

〔多摩市都市農業振興プランと各種計画等の関係〕



(2) 農業経営基盤強化促進法に定める農業基本構想としての位置付け

国、都の関連計画、方針との整合を図るとともに、認定農業者が作成する農業改善計画の基となる農業経営基盤強化促進法に定める農業基本構想として位置付け、効率的、安定的な農業経営を行う認定農業者を中心に都市農業の発展を目指します。

(3) 都市農業振興基本法に基づく「地方計画」としての位置付け

基本法では、『第十条 地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めなければならない。』と規定され、本計画を「都市農業振興基本法」における地方計画として位置付けます。

なお、東京都は「東京農業振興プラン（令和5年3月制定）」を地方計画として位置付けています。

第2章

多摩市の農業

1 多摩市の状況

(1) 位置・地形・自然環境

本市は東京都の多摩丘陵のほぼ中央北側、都心から約 30～35km 圏の東京都西部に位置し、東側は稲城市、北側は多摩川を挟んで府中市、西側は日野市と八王子市、南側は町田市、神奈川県川崎市といった多くの市に接し、東西約 7.3km、南北約 5.9km、面積は 21.01 km²となっています。

地形は、南部の多摩丘陵と北部の多摩川低地からなり、北部に多摩川が流れ、この支流である乞田川、大栗川が多摩丘陵に奥深く入り込み、多くの谷戸が形成されていた地域です。宅地開発にあたっては丘陵地の宅地造成が行われ、急傾斜地や高低差のある宅地などが各所で見られます。

市内には、多摩丘陵の面影となる樹林地が残されており、ニュータウン開発によって整備・再生された公園・緑地などの自然的環境は、多摩市を特徴づける大きな要素となっています。また、多摩川をはじめとした水辺では、野鳥や水生生物の重要な生息空間となっており、比較的豊かな生態系が形成されています。

〔多摩市の位置〕



資料：多摩市みどりの基本計画



市章



シンボルマーク

(2) 人口・世帯数

かつての急激な人口増加はおさまり、平成2年以降は横ばい傾向にあり、令和2年には148,606人となっています。

世帯数は、総人口の増加に比例し、平成2年では73,160世帯と増加傾向にありますが、世帯人員は2.03人と減少傾向です。

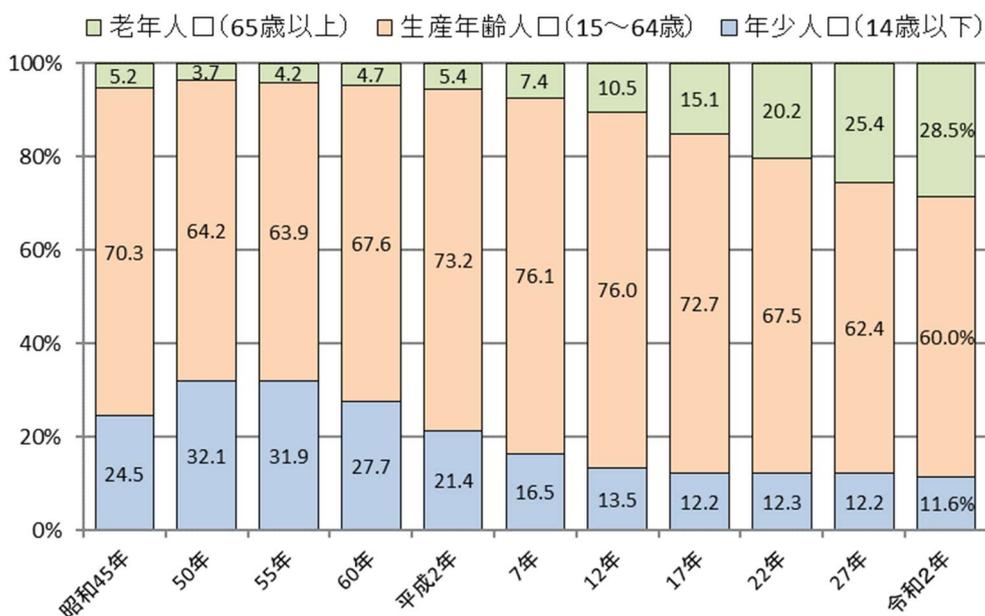
年齢階層別人口は、14歳以下の減少（平成7年16.5%から令和2年11.6%）とともに65歳以上の増加（平成7年7.4%から令和2年28.5%）など、少子・高齢化の進行が見られます。

〔人口、世帯数、世帯人員の推移〕



資料：統計たま 住民基本台帳（各年10月1日）

〔年齢階層別人口の推移〕

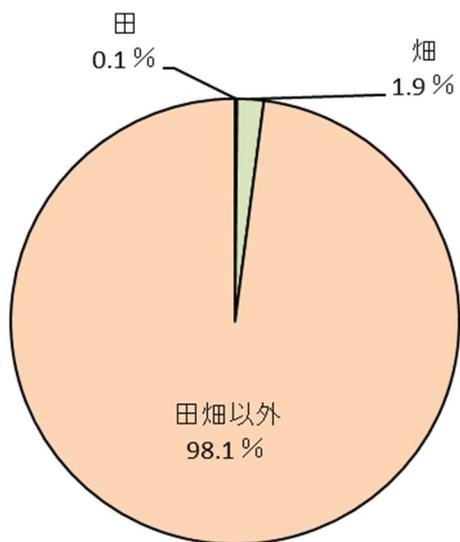


資料：統計たま 住民基本台帳（各年1月1日）

(3) 地目別土地面積

令和2年度の地目別土地面積では、畑は市全体(2,007.0ha)の1.9%(38.5ha)となっています。また、わずかではありますが田が0.1%(2.9ha)あります。近年の推移では、田畑ともに減少傾向となっています。

〔地目別土地面積の割合(令和2年)〕



資料：統計たま 市民経済部課税課



農地の持つ多面的な機能イメージ図

資料：農林水産省ホームページより

2 多摩市農業の沿革

(1) これまでの歩み

本市は、南部の多摩丘陵と北部の多摩川低地からなり、北側に多摩川が流れ、この支流である大栗川と乞田川が多摩丘陵に深く入り込み、多くの谷戸が形成された地域です。

戦前までは、多摩川と大栗川に挟まれた平地が広がる地域は、多摩川の恩恵を受けた水田地帯でした。丘陵部は、谷戸田が山際まで迫り、丘には畑が広がっており、稲・麦・粟・野菜類を栽培し、生計を立てていました。

太平洋戦争中、当時の連光寺東部地区の一部が陸軍多摩弾薬庫用地として接収され、この地に存在した集落は移転を余儀なくされ、移転せずにすんだ農家もかなりの水田と畑を接収されてしまいました。これらの地は、終戦後、耕作を行っていた時期もありましたが、朝鮮戦争勃発により、再び接収され、現在に至っています。

戦後、農地改革が行われ、多くの自作農が誕生しました。しかし、一軒の農家がまとまって農地を所有しておらず、点在している状況でした。また、失業対策事業による農道・用水取水口の整備が各集落において行われ、特に農道整備においては、農家が土地を寄付することにより整備を図ったものも多く見られました。

昭和30年代の高度経済成長時期には、東京の市街地が郊外に延びはじめ、都市化の波が純農村であった多摩村にも押し寄せてくることになりました。

こうしたことから、都市生活者への食糧供給として、野菜・園芸作物・植木生産・養鶏・乳牛の飼育が始まるとともに、昭和34年には国庫補助事業を導入し、連光寺青年研修所（現在の連光寺本村集会所）が建設されました。馬引沢地区では地域の努力により生活改善センターが建設されました。昭和39年には町で農業近代化施設補助を始め、農業振興施策の展開を図ってきました。この頃が、本市における都市農業の創世期といえるでしょう。

都市農業の息吹が上がった昭和30年代には、大手私鉄による宅地分譲や東京オリンピック開催に伴う駒沢公園等の建設の移転住宅として一ノ宮住宅の造成等により、田畑が住宅に変わりました。その後も旧連光寺東部団地、旧馬引沢団地、京王一ノ宮住宅の小規模開発が行われ、ゴルフ場も同時期に3カ所建設されたことにより、農地の減少が見られました。

昭和39年には、一ノ宮関戸外四ヶ字連合土地改良区の解散がありましたが、産業としての農業に対しての大きなダメージではありませんでした。

多摩の農業に大きな転換を迫ったのは、昭和41年に事業認可された多摩ニュータウン開発でした。多摩ニュータウン開発では、既存集落の住民から、計画区域からの除外要望が出されたことにより、開発区域内の既存集落を新住宅市街地開発事業から除外し区画整理事業で施行することになりました。昭和45年には馬引沢地区等が編入され、約220haもの面積が区画整理事業の区域となりました。谷戸に沿った農家の集落は、地区の大半は畑と水田で、農家の大部分は兼業農家でした。区画整理区域内の農家では、転業や規模の縮小を余儀なくされ、また祖先から築き上げてきた大切な表土が失われ、堅い赤土や石が多い土と苦闘しながらの営農を続けた農家も多くいました。

また、ニュータウンの区域外でも都市化の進展が激しく、道路に面している農地は開発が進み、宅地に変貌することが多くなりました。

このような中でも、農家は農協園芸センターを設立し、都市住民への植木の供給を行うとともに、ガラス温室の導入などの対応を行い、農業経営への転換を模索しました。市としても農業団体への助成や花卉植木育苗補助を始め、昭和50年には多摩土地区画整理事業の一部で仮換地の使用収益が開始された

ことに伴い、市と農協が一体となり土壌改良実験を行いました。また、休耕田対策として昭和46年に「こども農園」がスタートし、昭和61年には、一般市民を対象を広げ「家庭菜園推進事業」を開始しました。

昭和50年代後半には、農地に対する課税負担の軽減のため、農地並課税とする長期営農継続農地制度ができました。このような状況の中で、都市農業の新たな展開と市の特産品を作ろうと検討が開始され、朝顔生産がはじまり、昭和56年に最初の品評会が行われました。それ以降「朝顔市」として現在まで続いています。また農協では、農産物の即売を行う等の様々な事業展開を行うようになりました。

しかし、一方では、安定した収入を得るためや、相続税対策として、やむなく農地をアパートや駐車場に転用する者も増えました。そうした中、農業の基盤となる農地の税制改正が行われ、平成3年には、それまでの長期営農継続農地制度が廃止され、新生産緑地制度への移行が行われました。

このことは、農家が将来にわたって農業を続けていくか否かを選択することとなり、その結果、平成4年の新生産緑地制度のスタート時には、市内農地83.3haのうち約28haが生産緑地の指定を受け、都市の中で保全されるべき農地が明確に位置付けられました。

この新生産緑地制度を踏まえて、今後の農業振興策を定めた本市では初めての農業分野の行政計画となる多摩市都市農業推進計画を策定し、様々な取り組みを開始しました。

平成5年度から農家の代表者である農業委員会が市民に都市農業への理解を深めてもらう取り組みとして児童館との共催により、親子が野菜の植え付けから収穫まで行う「家族体験農業」を、平成7年度から市民の農業への理解を促し、市民と農業者の交流を図るために、市内農地をめぐり収穫体験を行う「農業ウォッチングラリー」を始めました。

農業の生産基盤である農地を整備する土地改良事業にも取り組みました。東京都の補助事業として生産緑地保全整備事業を平成6年度に関戸地区、平成7年度に連光寺地区で実施しました。平成9年度には国庫補助を受け、旧一ノ宮関戸外四ヶ字連合土地改良区が浅川に設置した農業用水樋門の撤去工事及び築堤護岸工事を農業用河川工作物応急対策事業として実施しました。

後継者対策としては、平成8年度にJA東京みなみ多摩地区青壮年部員を対象にパソコンを活用した経理事務の取り組みを行いました。

平成7年に食糧管理法が廃止され、米の政府買い上げがなくなり全て自主流通に移行することを踏まえ、市内産米の新たな販路の開拓、特産品開発等を目的として、多摩市産米を100%使用した日本酒「原峰のいずみ」を農家、酒販組合、JAと共に開発し平成8年から販売を開始しました。品種としては、これまでに若水、そして現在では五百万石の酒造好適米を栽培しています。

この酒造好適米のうち酒米として出荷できなかった米の有効利用の観点から、味噌作りを目標に試作研究を重ねた結果、平成10年4月に「多摩の味噌 原峰のかおり」の試作品を完成しています。平成12年8月には、味噌の増量製造を目的として、多摩市の水稻生産農家4戸を中心に組織化した農事組合法人「多摩市農産加工組合」が設立され、販売が開始されました。

平成11年に国が「食料・農業・農村基本法」を制定したことを踏まえ、平成13年に多摩市都市農業推進計画の後継計画として「多摩市農業振興計画」を策定しました。

これ以後、エコファーマーなど環境保全型農業の取り組みが始まり、それまで長年続いていた米の生産調整の取り組みが終了しました。

平成21年3月に認定農業者制度を開始させることを目的に「多摩市農業振興計画（改訂版）」を策定しました。

平成 22 年 3 月には、学校給食に安定的な市内農産物を供給することを目的に、これまで学校給食に出荷していた農業者により、多摩市学校給食連絡協議会が設立されました。

市民への直売や情報発信の取り組みとして、平成 22 年度から 23 年度には「地産地消等アンテナショップ試行業務委託」を行い、永山に多摩市と友好都市である長野県富士見町の共同アンテナショップ「Ponte」を開設、平成 25 年度から「市内農産物及び特産品販売促進業務委託」を行い、多摩市の農産物応援サイト「agri agri」を開設しています。

農業の新たな担い手づくりとする「援農ボランティア」の取り組みでは、平成 23 年度に農業の「担い手対策研究業務委託」を実施し、その成果を生かし平成 27 年度より「援農ボランティア講習会」が開催され、講習生を受け入れる農家も広がってきており、講習会修了生も増えています。

農業生産では、平成 29 年度には明治大学との連携として、アスパラガスの採りつきり栽培[®]※1、ミニトマトのソバージュ栽培[®]※2に取り組み、新たな栽培方法として期待されています。

※1 苗定植後 1 年間株を育成し、翌年の春に萌芽した茎を全て採りきる栽培。病気の発生も少なく、防除などの作業が少なく済むため省力化が図れる。

※2 ミニトマトの苗を露地に定植後、芽かきや誘引などをあまり行わない放任状態に近い状態で栽培する方法。

生産緑地については、平成 4 年以降、平成 5 年から 8 年まで追加指定を行い、その後追加指定は行われていませんでした。しかし、その後の農業委員会からの働きかけにより、平成 17 年度に追加指定を一時再開し、更に平成 25 年からは毎年追加申請の受付をしています。令和 2 年時点において、多摩市では約 27ha の生産緑地が維持されています。

農業・農地がもつ多面的機能が国民（消費者）側からも注目され、都市農業の果たすべき役割への期待が高まっていることや、人口減少社会となり住宅需要の減少などの社会的要因を受け、国は都市農業の振興と都市農地保全に向けて、平成 27 年に「都市農業振興基本法」を制定しました。平成 29 年には生産緑地法の一部改正し「特定生産緑地制度」を創設、平成 30 年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行を行いました。東京都は令和 5 年にウクライナ危機など世界情勢の変化による生産コストの上昇や、DX による東京型スマート農業の推進、カーボンニュートラルを目指すなどの施策を盛り込んだ新たな農業計画である「東京農業振興プラン」を策定しました。

（２）多摩市農業の特徴

本市の農業は、多摩ニュータウン開発や区画整理事業をはじめとする都市化の進行により、農地・農家の減少が進み、小規模で農業販売額も少ない自給的農家（農林業センサスの規定する「経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ年間販売金額が 50 万円未満の農家」）が 7 割を占めています。一方このような状況の中でも、営農を続けている農家は、団結力が強く、全国でも早いうちに共同直売を行い、露地野菜を主とした少量多品目生産により、市民に安全・安心で新鮮な農産物を供給しています。少量多品目生産は、小回りの利く農業として市民の細かなニーズに応えることが可能になっています。また、椎茸栽培や朝顔生産、令和 3 年には東京都のインキュベーション農園事業へ参加している農業者もおり、農業生産を通して多摩市農業を維持、保全しています。

市民との関係では、農協との連携による学校給食への地場野菜の供給、家族体験農業、農業ウォッチングラリーなど市民に身近な農業としての取り組みを進めています。

市民は、農地保全意向が高く、近年は援農ボランティアに参加する市民が増加しつつあり、農家と市民の協働による農業・農地の維持保全の動きも始まっています。

3 多摩市農業・農地の現状

(1) 農地の現状

令和2年度の農地面積は、39.1haで総土地面積の1.9%で、うち生産緑地面積は、26.9haで農地面積の約68.5%となっています。また、相続税納税猶予制度適用農地面積は、12.5haで生産緑地面積の46.6%を占めています。

農地面積は減少傾向にあり、平成4年の83.3haから平成29年では41.1haとなり、42.2ha（年平均1.7ha減）の減少となっています。また、生産緑地面積は、令和2年と平成29年で見ると1.0haの微減となっており、農地面積は減少傾向にあることに対し、生産緑地面積は概ね横ばい傾向となっています。

〔農地面積〕

(単位:ha)

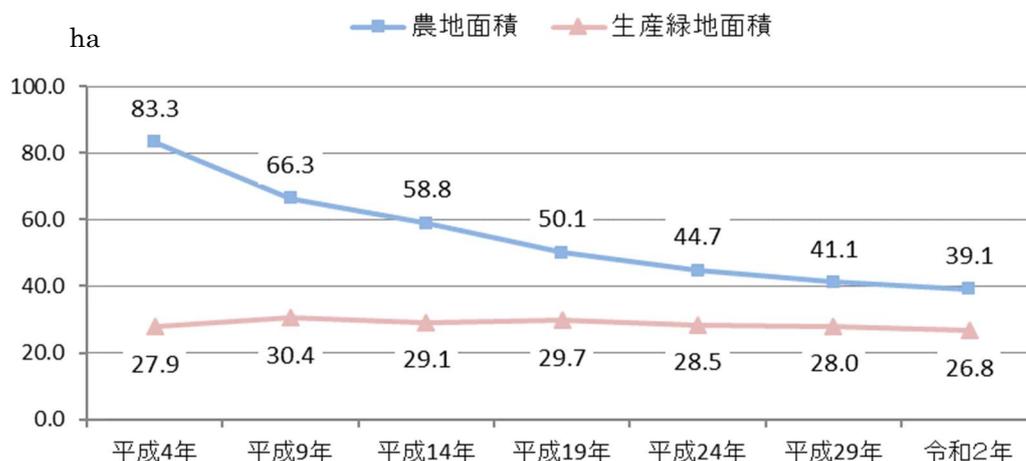
項目	面積	
総土地面積	2,101	
農地面積(R2)	39.1	1.9%(総土地面積に対する割合)
うち生産緑地面積(R2)	26.8	68.5%(農地面積に対する割合)
相続税納税猶予制度適用農地面積(R2)	12.5	46.6%(生産緑地面積に対する割合)

資料：令和2年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック

※生産緑地：都市計画法による地域地区の一種で生産緑地法により制度化され、「農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資する」ため区市が指定。生産緑地に指定されると長期の営農が義務づけられるが、税の軽減措置が受けられる。

※相続税納税猶予制度：相続又は遺贈により農地等（農地、採草放牧地及び準農地）を取得し、当該農地及び採草放牧地が引き続き農業の用に供される場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税が、一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除される。

〔農地面積・生産緑地面積の推移〕



資料：農地面積は固定資産の価格等の概要調査、生産緑地面積は都市整備部都市計画課

〔生産緑地地区の指定状況〕

生産緑地地区の指定状況									
年度	追加		削除		面積精査等		全体		地区数
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (ha)	
平成4	147	278,600	0	0	0	0	278,600	27.86	147
平成5	12	12,470	0	0	0	0	291,070	29.11	153
平成6	8	12,520	1	540	0	0	303,050	30.31	158
平成7	2	3,150	0	0	0	0	306,200	30.62	159
平成8	1	60	0	0	0	0	306,260	30.63	158
平成9	0	0	2	2,160	1	80	304,180	30.42	157
平成10	6	2520	5	2660	1	-60	303,980	30.4	156
平成11	0	0	1	1,290	0	0	302,690	30.27	155
平成12	0	0	1	2,980	0	0	299,710	29.97	155
平成13	2	730	3	2840	0	0	297,600	29.76	155
平成14	0	0	1	1,610	11	-4,690	291,300	29.13	156
平成15	0	0	6	3,610	2	210	287,900	28.79	154
平成16	0	0	4	5,970	43	18,070	300,000	30.00	152
平成17①	0	0	5	3,880	3	300	296,420	29.64	149
平成17②	13	10,120	0	0	0	0	306,540	30.65	158
平成18	0	0	6	7,030	2	20	299,530	29.95	156
平成19	0	0	4	2,900	0	0	296,630	29.66	153
平成20	0	0	4	2,890	0	0	293,740	29.37	151
平成21	0	0	2	1,900	5	-130	291,710	29.17	149
平成22	0	0	2	1,390	0	0	290,320	29.03	147
平成23	0	0	2	1,780	0	0	288,540	28.85	145
平成24	0	0	2	3,870	0	0	284,670	28.47	144
平成25	2	810	4	2,760	2	-110	282,610	28.26	146
平成26	4	3,420	2	1,370	0	0	284,660	28.47	146
平成27	0	0	2	880	0	0	283,780	28.38	145
平成28	0	0	8	4,430	5	1,720	281,070	28.11	140
平成29	1	10	2	910	0	0	280,170	28.02	139
平成30	4	1,340	2	1,050	0	0	280,460	28.05	140
令和元年	5	3,970	6	11,260	0	0	273,170	27.32	138
令和2	1	90	7	7,230	0	0	267,580	26.76	133
令和3	2	270	1	650	0	0	267,200	26.72	133
令和4	1	270	9	22,030	3	700	246,140	24.61	130

特定生産緑地地区の指定状況									
年度	追加		削除		面積精査等		全体		地区数
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (ha)	
令和2	84	174,410	0	0	0	0	174,410	17.44	84
令和3	25	29470	0	0	0	0	203,880	20.39	103
令和4	3	4430	6	5,720	2	270	202,860	20.29	105

※面積は、都市計画上の面積のため10㎡単位としています。

※平成17年度は、生産緑地の都市計画変更を2回行っているため、2回分記載しています。

※生産緑地地区の指定状況には特定生産緑地地区の指定状況も内包します。

【備考】

追 加：所有者の意思によって追加が行われた場合の件数と面積を記載しています。

削 除：所有者の意思によって削除が行われた場合の件数と面積を記載しています。

面積精査等：地籍調査による面積精査や区画整理による換地、公共用地の取得のためなどを要因とする
件数と面積を記載しています。

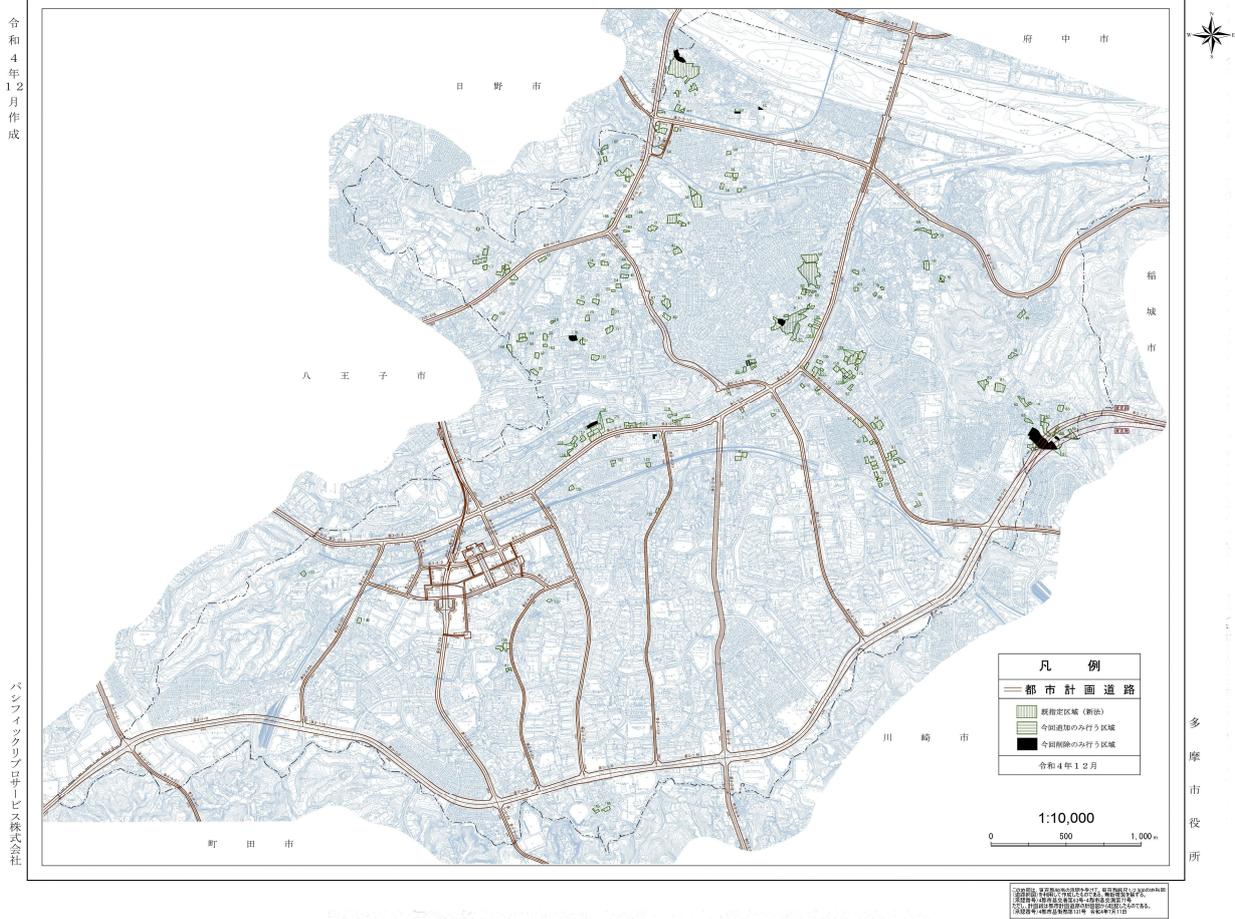
全 体：生産緑地の全体面積を記載しています。

地 区 数：生産緑地の全体の地区数を記載しています。

〔市内生産緑地内農地の位置〕（特定生産緑地含む）

多摩都市計画生産緑地地区総括図

多摩市全図



資料提供：多摩市都市計画課

農地の転用状況は、平成 21 年から令和 2 年の間では、年平均約 44.5 件、面積平均約 20,568.5 m²（1 件あたり約 462.2 m²）となっています。この数値については、農地転用届けを出したにも関わらず、地目変更登記を行わずにいた土地を、所有権移転等の際に地目変更登記が必要となったため、再度転用の届出をしたものも含む参考値です。

〔農地の転用状況〕

年度	第4条		第5条		計	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
21	15	5,856.5	30	10,943.7	45	16,800.2
22	22	9,727.0	23	20,007.5	45	29,734.5
23	21	12,044.1	19	3,391.0	40	15,435.1
24	21	12,913.0	14	4,177.3	35	17,090.3
25	22	11,449.3	31	18,109.4	53	29,558.7
26	12	2,207.6	22	7,487.1	34	9,694.7
27	25	13,927.7	36	14,769.9	61	28,697.6
28	25	9,352.9	33	9,072.4	58	18,425.4
29	18	7,165.2	28	10,645.7	46	17,810.9
30	12	6,491.0	27	23,410.3	39	29,901.3
31/元	19	6,411.7	31	14,796.0	50	21,207.7
2	13	5,568.0	15	6,897.0	28	12,465.0

資料：多摩市決算事業報告書を基に作成。

(2) 農業産出額

令和2年の農業産出額は約121百万円で、野菜が80.2% (97百万円)、果樹が18.2% (22百万円)、稲・麦類が1.5% (2百万円) を占めています。上位品目の順位は、トマト(10%)、ブルーベリー(9%)、ナス(6%)、エダマメ(3%)、ネギ(3%)となっています。

近年では、農家数は減少するものの、農業産出額は横ばいで推移しています。全体の農地面積が減少する一方で、生産緑地は維持されています。このことから、生産緑地の維持は、農業産出額の確保と連動しているものと考えられます。

〔農業産出額内訳(令和2年)〕

品種	産出額(百万円)	構成比
合計	121	100.0%
野菜	97	80.2%
果樹	22	18.2%
稲・麦類	1	0.8%
豆類	0	0.0%
そば・雑穀類	0	0.0%
工芸農作物	0	0.0%
花き	0	0.0%

〔農業産出額順位(令和2年)〕

順位	品目	構成比
第1位品目	トマト	10%
第2位品目	ブルーベリー	9%
第3位品目	ナス	6%
第4位品目	エダマメ	3%
第5位品目	ネギ	3%

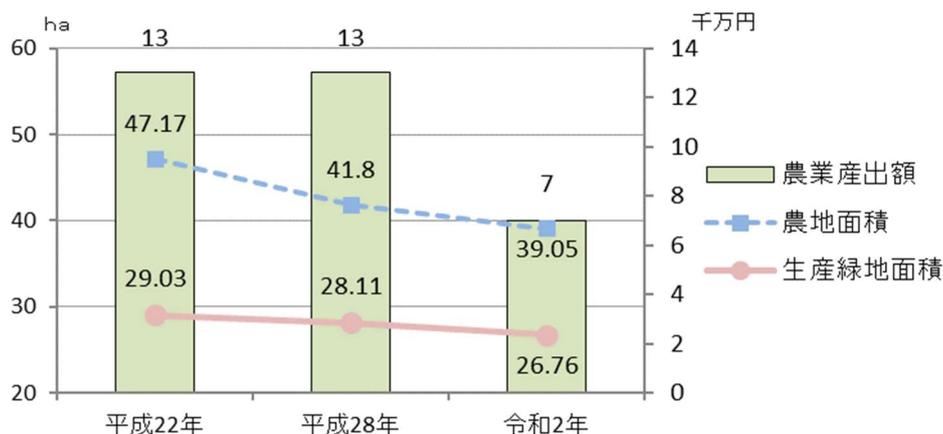
※グランドカバー類は除く

資料：令和3年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック

※植木・緑肥作物は除く。

※表示単位に満たないものは、「0.0%」で表記。

〔農業産出額と生産緑地面積〕



資料：平成22年～令和2年の農業産出額は東京都農産物生産状況調査結果報告書

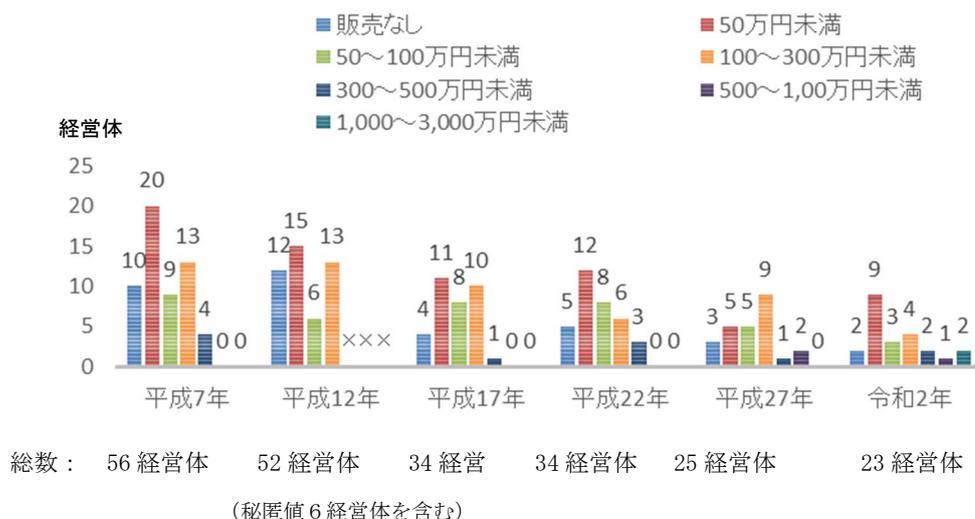
※農業産出額：その年の農業生産活動によって生み出された品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出されたもの。

(3) 農産物販売金額

令和2年の農産物販売金額規模別経営体で見ると、販売なしが2経営体、50万円未満が9経営体、50～100万円未満が3経営体と100万円未満が全体の半数以上を占めており、100～300万円未満の4経営体を含めると78.2%となっています。また、500～1,000万円未満と1,000～3,000万円が3経営体となっています。

平成17年との比較では、全体の経営体が減少している中で、100～300万円未満が10経営体から4経営体、1,000～3,000万円未満が各2経営体と新たに出現しています。

〔農産物販売金額規模別経営体数の推移〕



資料：農林業センサス

※平成7年、12年は販売農家数。平成17年は、家族経営体数。平成22年、27年、令和2年は、農業経営体数。

※農業経営体：「経営耕地面積が30a以上の規模の農業」、又は「農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が農林業経営体の一定の外形基準以上の農業」、又は「農作業の受託の事業」を行う者。

※家族経営体：農業経営体のうち、個人経営（農家）及び1戸1法人（農家であって農業経営を法人化している者）

※平成12年の農林業センサスの集計方法ではを2以下の数値を秘匿値として「×」で表記している。

※令和2年の農林業センサスより集計方法変更。集計方法変更に伴い表を修正。

(4) 農産物別作付面積・収穫量

野菜作付延べ面積は、バレイショが最も多くなっており、果樹面積は、クリ、ウメ、ブルーベリー、カキが上位を占めています。

花き類は、切花・切葉・切枝の面積が0.1haになります。

〔令和2年 野菜作付延べ面積順位〕

品目	面積(ha)	収穫量(t)
バレイショ	1.8	40
ダイコン	1.1	46
ネギ	0.9	19
ホウレンソウ	0.9	11
エダマメ	0.8	9
サトイモ	0.7	9
カンショ	0.7	13
ナス	0.6	55
ハクサイ	0.6	33
キュウリ	0.5	14

〔令和2年 主要果樹面積・収穫量〕

品目	面積(ha)	収穫量(t)
クリ	3.1	3
ウメ	2.3	3
ブルーベリー	1.8	6
カキ	1.5	12
ウンシュウミカン	0.5	0
ブドウ	0.3	2

〔令和2年 花き類の面積・出荷量〕

品目	面積(ha)	出荷量 (千本・鉢・球)
切花・切葉・切枝	0.1	4
球根	-	-
鉢もの	0.0	0
花壇用苗もの	0.0	4

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書（平成28年産）

東京都畜産関係統計資料

※表示単位に満たないものは、「0」「0.0」で表記。

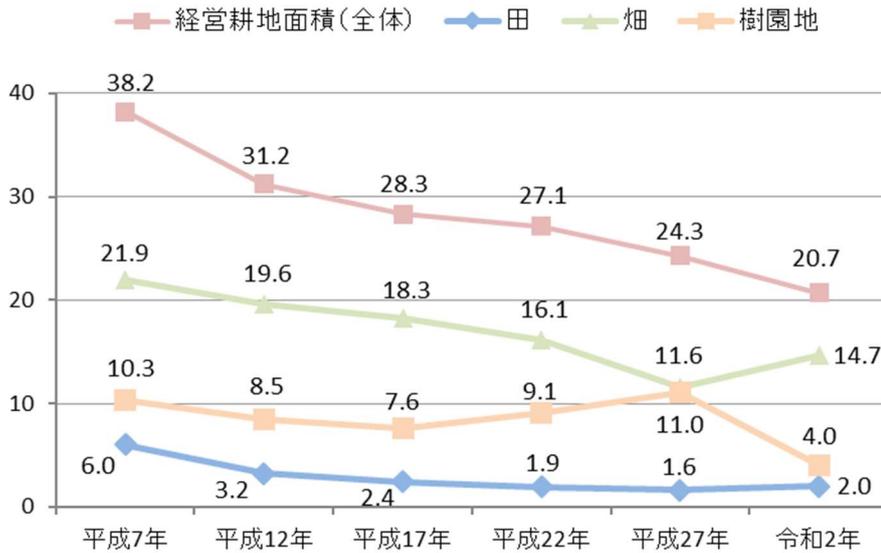
※該当なしは「-」で表記。

(5) 経営耕地面積

令和2年の経営耕地面積は、畑が14.7ha、樹園地が4.0ha、田が2.0haであり、畑が経営耕地面積の71.0%を占めています。平成7年から令和2年までの推移では、田が6.0haから2.0ha、畑が21.9haから14.7haに減少しています。樹園地は平成7年の10.3haから平成17年までは減少していますが、その後増加し平成27年には11.0haとなりましたが、令和2年は4.0haへ大幅に減少しました。

経営耕地面積規模でみた農業経営体の令和2年の経営耕地面積は、0.5ha以上の経営体は20.7ha（全体の83.5%）、そのうちの1ha以上の経営体は13.3ha（同64.3%）となっています。平成22年のそれは、0.5ha以上経営体は24.0ha（同88.6%）、うち1ha以上は13.7ha（同50.6%）でしたから、ここ10年の変化では1ha以上の規模の大きな経営体の経営耕地面積は維持されている状況がうかがえます。

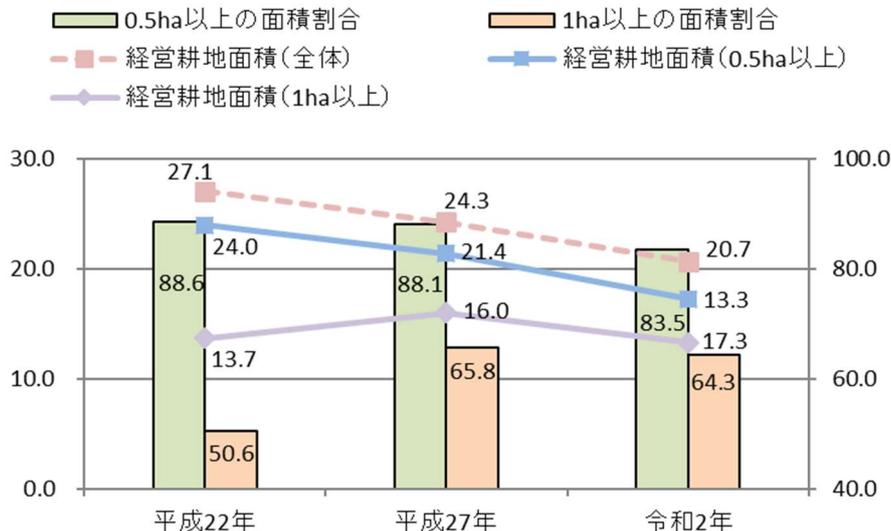
〔経営耕地面積の推移〕 ※ 市外農地含む



資料：農林業センサス

注) 平成7年、12年は、販売農家。平成17年は、家族経営体。平成22年、27年、令和2年は、農業経営体の数値。
 ※経営耕地面積：農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積。〔経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地〕。

〔経営耕地面積0.5ha以上の経営体の経営耕地面積の推移〕



資料：農林業センサス 平成17年以前はデータなし。

(5) 獣害の状況

近年、区部などの都市部においても、ハクビシン・アライグマ等の中型野生獣による農作物被害が続いており、隣接する八王子ではツキノワグマの目撃情報があり、多摩市内でも猿の目撃情報があるなど種も多様化しています。JAでは箱罾による中型野生獣の捕獲などの取組を行っております。

〔市内の中型野生獣捕獲件数〕

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
アライグマ	13	2	2	15	3	7
ハクビシン	2	0	4	7	4	2
タヌキ	4	4	15	6	10	3
アナグマ	0	1	0	2	5	0

資料：JA 東京みなみ多摩支店より

4 農業者の状況

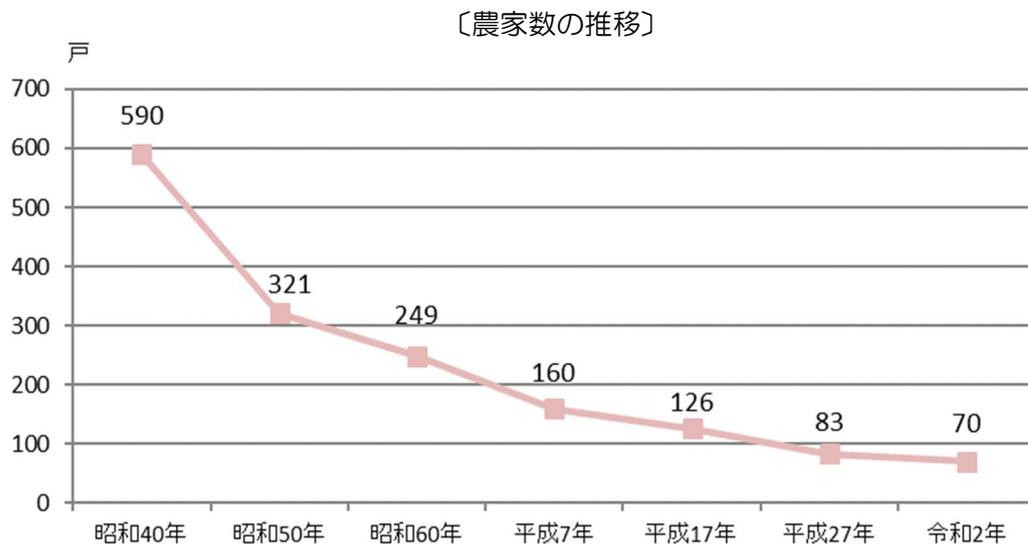
(1) 農家数・農業の担い手

① 農家数

令和2年の農家数は70戸で、総世帯(69,204世帯)の0.1%となっています。

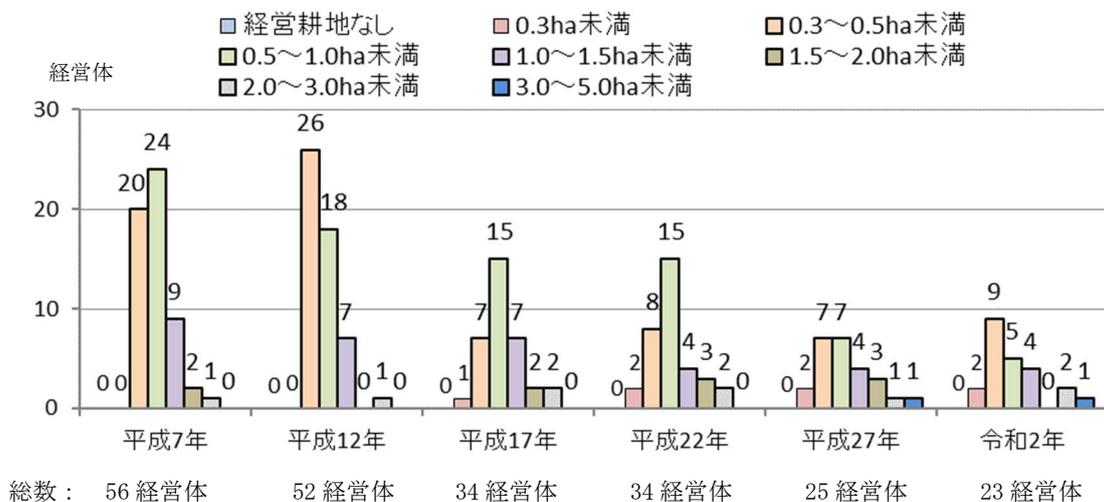
農家数の推移では、多摩ニュータウン開発の影響を受けた昭和40年から50年の10年間で、590戸から321戸と269戸減少し、年間約27戸の減少となっています。一方、平成17年と令和2年では、農家数が126戸から70戸に減少し、年間約4戸の緩やかな減少となっています。

農業経営体は平成17年から令和2年に、34経営体から23経営体に11経営体減少しています。経営耕地面積別でみると、0.5～1.0ヘクタール経営体が15から5へ大きく減少し、全体に占める割合も44.1%から21.7%へ大きく低下しました。1ha以上の経営体は11から7へ4経営体減少しました。令和2年の1ha以上の経営体数は全体の30.4%ですが、既にふれたように経営耕地面積では全体の64.3%を占めています。



資料：農林業センサス

〔経営耕地面積規模別経営体の推移〕



資料：農林業センサス

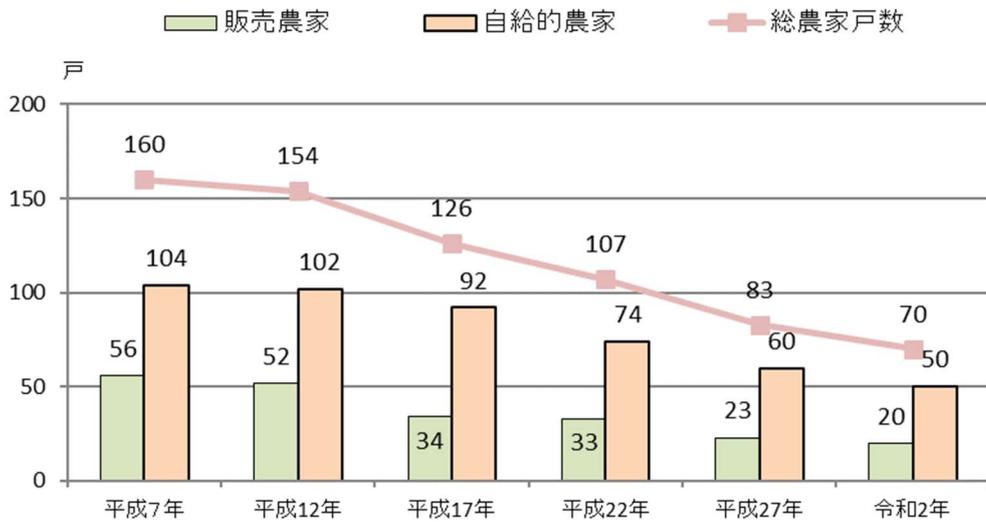
注) 平成7年、12年は販売農家数。

②販売農家と自給的農家

平成7年から令和2年の推移で見ると、農家数が160戸から70戸と約6割の減少に対して、販売農家は56戸から20戸と約6割の減少、自給的農家は104戸から50戸と約5割の減少となっています。令和2年では、販売農家20戸に対して、自給的農家は50戸であり、全体の7割が自給的農家となっています。

また、販売農家について主副業別で見ると、主業農家は平成17年以降急増していますが、これは準主業農家から移行したものと考えられます。平成22年から令和2年の推移では、主業農家が8戸から1戸へ大幅減少、準主業農家が14戸から9戸へ減少、副業的農家が11戸から12戸と微増しています。

〔販売・自給的農家の推移〕



資料：農林業センサス

※販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農家販売額が50万円以上の農家。

※自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農家販売額が50万円未満の農家。

〔主副業別農家数の推移（販売農家）〕

(単位:戸)

年	主業農家		準主業農家	うち 65歳未満 農業専従者 がいる		副業的農家
平成7年	1	1	30	21	25	
平成12年	0	0	27	19	25	
平成17年	8	6	15	11	11	
平成22年	8	8	14	10	11	
平成27年	4	3	9	7	10	
令和2年	1	1	9	5	12	

資料：農林業センサス

※主業農家：農業所得が主（所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

※準主業農家：農外所得が主（所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

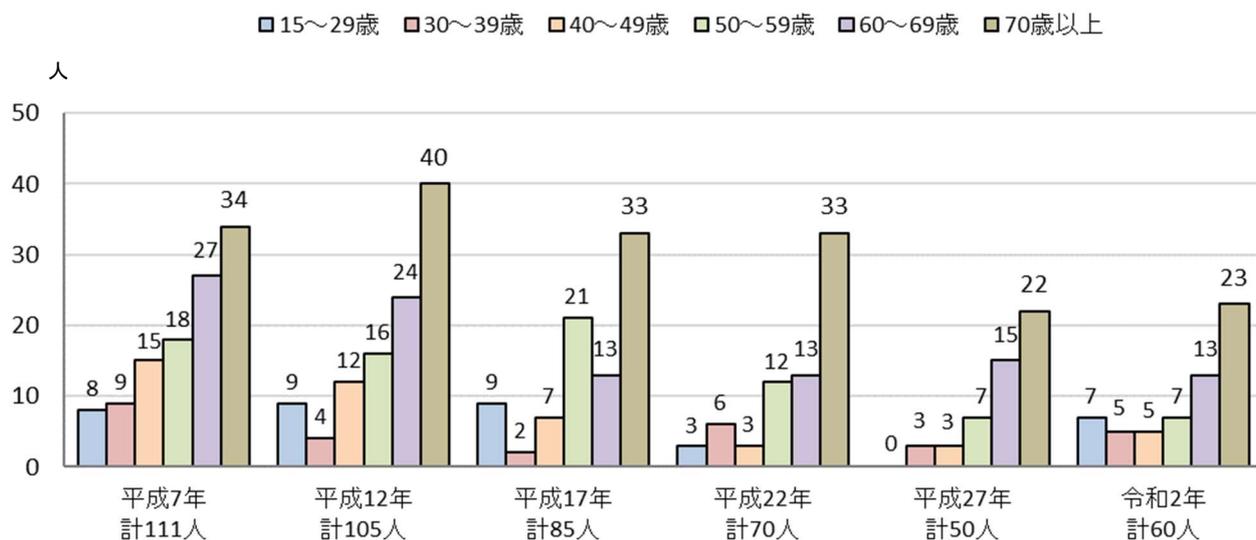
※副業的農家：1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）。

③農業就業人口

平成12年から令和2年の20年間の推移を見ると、105人から60人と約4割へ減少しており、平成12年～22年、平成22年～令和2年の各10年間では、前半の10年で35人の減少、後半の10年で10人の減少となっています。

年齢区分で見ると、令和2年で50歳代が7人、60歳代が13人、70歳以上が23人と高齢化しており、平成7年から令和2年のいずれの年も70歳以上が最も多く、5割近くを占めています。

〔農業就業人口の推移〕



資料：農林業センサス

※農業就業人口：15歳以上の世帯員のうち、1年間に自営農業のみに従事した者、又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者。



多摩市役所職員
ニャンとも TAMA 三郎®
(農政バージョン)

④認定農業者数

認定農業者制度は平成21年から実施しており、令和5年時点で12経営体が認定を受けています。

〔認定状況〕

(単位：経営体)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
経営体数	5	4	4	4	4	5	5	7	9	10	12
家族経営 協定締結 経営体数	0	0	0	0	0	1	1	2	3	4	5

〈経営モデル〉

- I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業
- II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業
- III 環境と調和した農産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
- IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
- V 地域産業の一翼を担う農業、地域産業と連携を進める農業

認定者	認定期間	経営モデル
A	H22.3.29~H27.3.28 R5.4.1~R10.4.1	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業 II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業
B	H22.3.29~H27.3.28 H27.4.1~R2.3.31 R2.4.1~R7.3.31	IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
C	H22.3.29~H27.3.28 H27.4.1~R2.3.31 R2.4.1~R7.3.31	II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業 III 環境と調和した農産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
D	H22.3.29~H27.3.28 H27.4.1~R2.3.31 R2.4.1~R7.3.31	II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業 IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
E	H23.3.28~H28.3.27 H28.3.28~R3.3.27 R3.4.1~R8.3.31	IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
F	H30.7.1~R5.6.30 R5.7.1~R10.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業 IV 市民との交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
G	R2.4.1~R7.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業
H	R2.4.1~R7.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業
I	R3.4.1~R8.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業 II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業
J	R3.4.1~R8.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業 III 環境と調和した農産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
K	R4.4.1~R9.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業 II 市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業
L	R5.4.1~R10.3.31	I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農産物を供給する農業

資料：市資料

⑤農業後継者（販売農家）

令和2年の販売農家数23戸のうち、同居している農業後継者がいるのは11戸です。

平成22年と令和2年の比較では、同居農業後継者の比率は、平成22年で57.6%、令和2年で55.0%と減少しています。（令和2年は販売農家戸数20戸で算出）

〔農業後継者の有無別農家数〕

年次	計	同居農業後継者がいる			同居農業後継者がいない
		小計	男	女	
平成 22 年	33	19	17	2	14
平成 27 年	23	11	10	1	12
令和 2 年	23	11	10	1	12

資料：農林業センサス

※平成17年以前は区市町村別データなし。

※令和2年より集計方法変更。集計方法変更に伴い表を修正。

※農家数について、平成27年までは販売農家数、令和2年は農業経営体数で集計している。ちなみに令和2年時点での販売農家は20戸である。

(2) 環境保全型農業の取り組み

環境保全型農業の取り組みは、平成 27 年で化学肥料の低減が 7 経営体、農薬の低減が 12 経営体、堆肥による土作りが 9 経営体の 28 経営体（延べ）で取り組んでいます。平成 17 年との比較では、化学肥料の低減が 12 経営体から 7 経営体に減少し、農薬の低減が 17 経営体から 12 経営体に減少、堆肥による土作りが 22 経営体から 9 経営体に減少しています。

ただし、この数値の減少は総農家数自体の減少による影響が大きく、農家意向調査結果を見ると、今後の農業経営についての設問で「化学肥料などを極力使用しない有機的農業」をあげる農業者も多く、行政に力を入れてもらいたい農業施策の設問でも「環境保全型農業の推進」の回答が上位であったことから、市内農業者の環境保全型農業への関心はむしろ高まっているとも言えます。なお、令和 2 年以降は集計方法が変更となったためデータが存在しません。

東京都エコ農産物認証※1 生産者の状況は、令和 5 年度、6 人が認証を受けており、4 人が「東京エコ 50」、他は「東京エコ 25」となっています。

また農林業センサス 2020 によると、市内では 3 経営体の農業者が有機農法※2 に取り組んでいるとのこと。

※1 東京都エコ農産物認証制度：土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都の慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上（東京エコ 25）、50%以上（東京エコ 50）、不使用の 3 区分で認証し、都が認証農産物の安全性を確認し PR をする。

資料：東京都産業労働局ホームページ

※2 有機農法：化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。また、自然農法に取り組んでいる場合や有機 JAS の認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含む。

資料：農林業センサス

(3) 農業者団体の状況

市内では、農家で組織される様々な団体が組織され活動しています。

〔農業団体の活動内容〕

団体・協議会等	主な活動内容
多摩市農業団体連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 多摩市内農業のPRと消費者とのふれあいの場として「いきいき市農産物直売所」を運営 市内の農業関連組織5団体（椎茸生産組合、園芸部、学校給食連絡協議会、即売推進協議会、青壮年部）のとりまとめ団体として、団体間の交流活動や視察研修会の開催
多摩市椎茸生産組合	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の椎茸活着診断の巡回指導 椎茸栽培資材（原木・種駒）の共同購入 植菌済ホダ木の幹旋 椎茸・その他様々な品種の茸類を仕入れ、組合員に安価で販売し、導入品種検討のために栽培を行う 市民向け植菌講習会 稲城市特殊林産組合との合同研修
多摩市園芸部	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと多摩夏まつり「朝顔市」に出荷する朝顔を生産 朝顔市で朝顔の生産過程をパネル展示し、広く市民に都市農業をPR 朝顔市の巡回指導等により栽培技術の向上、品質の均一化 野菜苗の即売で良質な苗を供給し、市民が農業に触れる機会を提供
多摩市学校給食連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食へ農作物の供給 食育教育に関する事業 講習や新たな品種の導入
多摩市農産物即売推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 共通の販売資材を使用することで農産物規格の統一 試験栽培による農業技術向上と新品種の選定・導入 市内各種イベントの参加によるPR活動 チラシ作成などによる即売と農業のPR
多摩地区青壮年部	<ul style="list-style-type: none"> 都市農政推進運動 都市農業PR運動 地産地消推進運動

(4) 女性農業者の取り組み

多摩市では、農家の配偶者が農業に携わる機会が多く、家族経営協定に基づき認定農業者となっている女性農業者が1名いるほか、自ら農家レストランを経営している方もいます。

生産面においては、市民の認知度が高い「朝顔市」で販売する朝顔の栽培は、女性農業者が大いに貢献しています。

また、農業委員会への女性の参画については、農業委員会等に関する法律が改正され、新制度による農業委員会がスタートした平成29年度からは、13名の農業委員中4名の女性農業委員がおり、その割合は30.8%と都内平均8.1%を大きく上回り、東京都内では島しょ部を除きトップとなっています。

（平成30年5月農林水産省経営局「平成29年度 農業委員への女性の参画状況」より）

5 現在の農業振興施策

(1) 農業経営支援の取り組み

① 都市農業推進補助金

多摩市では、農業経営の安定化と都市機能としても重要な役割を果たす農地の保全を図り、市内の農産物の供給の確保を目的とした都市農業推進補助金制度を設けて、市内の農業者、農業団体の経営支援を行っています。

② 認定農業者制度

多摩市では、効率的かつ安定的な農業経営の目標を立て、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者を支援する仕組みである農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を設けて、意欲ある農業者の取り組みを支援しています。

(2) 共同直売所等の支援

多摩市では、農家が組織する団体が運営する共同直売所に対して、情報発信や補助金などにより支援を行い、市民の方々に新鮮で安全安心な農産物を供給できるよう取り組みを行っています。

また、農家の共同組織である J A 東京みなみにおいても多摩支店や日野万願寺直売所で販売を行っています。

このほか、永山駅前の商業施設内に長野県富士見町(友好都市)と共同でアンテナショップを設置し、ここでも市内産農産物の販売を行っています。

〔共同直売所等の状況〕

① いきいき市

所 在：多摩市一ノ宮 2 丁目

運 営：多摩市農業団体連絡協議会

営業日：毎週月曜、木曜日、土曜日



② グリーンショップ多摩

所 在：多摩市関戸 6 丁目 J A 東京みなみ多摩支店

運 営：J A 東京みなみ

営業日：月～土曜日



③ Farmer's market 東京 みなみの恵み

所 在：日野市万願寺6丁目

運 営：JA東京みなみ

営業日：月～日曜日（水曜定休）



④ 多摩市&長野県富士見町共同アンテナショップ「Ponte」(ポンテ)

所 在：多摩市永山1丁目

運 営：株式会社エマリコくにたち

営業日：月～日曜日（定休日は年数回）



資料：多摩市ホームページ、多摩市の農産物応援サイト agri agri ホームページ、みなみの恵みより写真提供

(3) 担い手対策

① 援農ボランティア講習会

農家の高齢化にともなう人手不足や業務拡大の担い手支援策として、平成 27 年度より「援農ボランティア講習会」を実施しています。

講習の内容としては、座学での講義、ボランティア受入農家の畑での個別実習、全体講習、交流会などを行っています。令和 2 年度からは地域援農ボランティア養成事業「東京の青空塾」とも連携しており、座学・視察研修に参加をしています。

講習会修了生は、農作業を支援する「援農ボランティア」として活動しており、修了生が援農ボランティアとして定着する割合は年々上がっています。



受入農家での講習受講中の様子



全体講習（サトイモ収穫作業）の様子

〔多摩市援農ボランティア制度 ボランティア・農家の推移〕

	講習会修了生	継続ボランティア※1	講習生受入農家	協力農家※2
平成 27 年度	13 名		5 件	
平成 28 年度	4 名	6 名	4 件	2 件
平成 29 年度	5 名	8 名	5 件	2 件
平成 30 年度	12 名	12 名	7 件	4 件
令和元年度	10 名	24 名	9 件	6 件
令和 2 年度	15 名	29 名	8 件	7 件
令和 3 年度	21 名	35 名	9 件	4 件
令和 4 年度	9 名	54 名	7 件	4 件
令和 5 年度	5 名※3	53 名	5 件	6 件

※1 継続ボランティアとはボランティア講習を修了し、そのまま現在もボランティアを継続している者を指す。援農ボランティア名簿に登録され、市内農家からの派遣要請があった場合には募集をかける

※2 協力農家とは、講習生を受け入れていないが、以前に講習生を受け入れて、現在ボランティアとして活用中の農家や全体講習などの講師をしていただいている農家を指す

※3 令和 5 年度については講習生人数。

②後継者等への就農支援

多摩市では、J A 東京みなみや南多摩農業改良普及センター、農林水産振興財団が行う様々な就農に関するセミナー等の案内を行っています。

【フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー】

主催：東京都 J A 東京中央会

内容：農業後継者や新規就農者が基礎的・実践的な農業技術や経営管理を学ぶ研修。全体研修と地区研修があり、全体研修では流通、経営、都市農政等について講演、視察研修を実施。地区研修は野菜、果樹、花き、植木、畜産の 5 コースから選択し、講義、視察など通じ基礎知識を学ぶ。

【J A 東京みなみ農業大学シニア就農者基礎講座】

主催：J A 東京みなみ 支援：農業改良普及センター

内容：会社を定年・退職し、新たに農業に従事した農業者を対象に、J A 東京みなみ管内の栽培技術の高い農家を講師として、主に野菜栽培の育苗、出荷調整等の実習により技術を学ぶ講座。

【東京農業アカデミー】

主催：公益財団法人 東京都農林水産振興財団

場所：東京都八王子市大谷町 1 0 1 3 （八王子研修農場）

内容：東京農業の新たな担い手を育成するため、都内で就農を目指す方を対象として 2 年間のカリキュラムの中で、農業全般に関わる座学研修から、就農に結び付く実践的な実習研修を行います

(4) 学校給食への供給

市内産農産物の販路拡大と市内小中学生への食育の取り組みとして平成7年から学校給食に供給を開始しました。

納品量も増加し、農作物を納品している農家による「多摩市学校給食連絡協議会」とJA東京みなみ及び市内小中学校の栄養士が年に2～3回の話し合いを行い、計画的な作付け等を行っています。

(5) 特産品開発の推進

多摩市では、平成6年から市内産の農産物を活用した特産品の開発を始め、現在様々な商品が販売されています。

① 多摩の地酒「原峰のいずみ」

多摩市産の米100%使用平成8年から販売開始
令和5年を最後に生産しておらず、在庫無くなり次第販売終了。



② 手作り味噌「原峰のかおり」

酒造好適米のうち酒米として出荷できなかった米の有効利用から始まり、市内産米と麦、市内産及び国産大豆を使用。平成13年から販売開始。
令和5年を最後に生産しておらず、在庫無くなり次第販売終了。



③ おらが町の梅酒「白加賀（しらかが）」

多摩市で収穫される白加賀梅を100%使用。平成25年から販売開始。
令和4年を最後に生産終了。
令和5年には在庫も販売終了。



④ 桜ぼるぼろん

全国に多摩市を知ってもらう取り組みとして産学官連携で構成する「多摩市の手みやげプロジェクト」で誕生。市内産の桜の塩漬けを使用。
平成25年から販売開始。



⑤ 焼きかりんとう多摩の散歩道

市内産地粉を使用したうどんの麺と多摩の味噌「原峰のかおり」をベースにした特製タレを使用。
平成28年から販売開始。



⑥たまっ子ベリー

多摩市の学校給食センターと農家の意見交換会から誕生。当初は学校給食用として生産を始め、現在は一般販売開始。市内産のブルーベリーで作ったゼリー。

平成 27 年から販売開始（季節限定）。

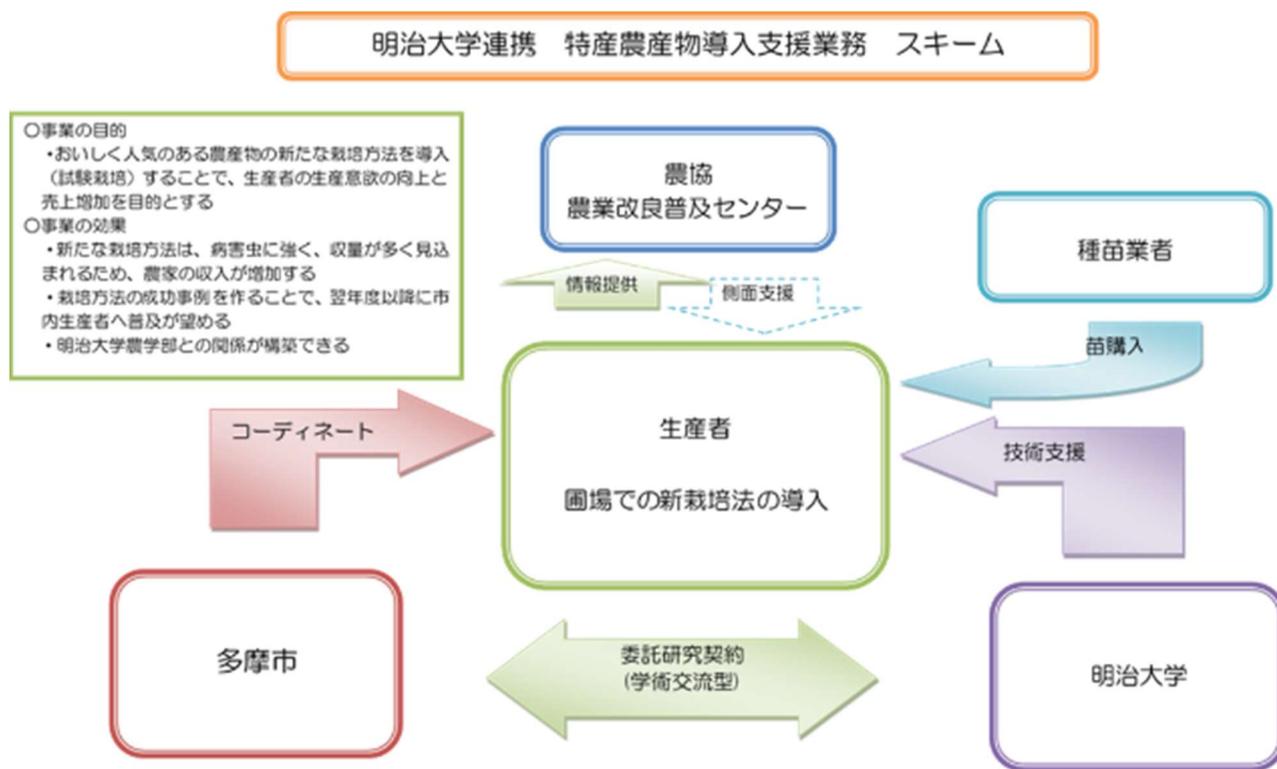
令和元年で生産終了。



資料：多摩市公式ホームページ、多摩市の農産物応援サイト agri agri J A 東京みなみホームページより

⑥特産農産物導入支援事業

明治大学との連携事業として、平成 29 年度よりミニトマトのソバージュ栽培[®]とアスパラガスの採りつきり栽培[®]を市内農地で試験栽培・巡回指導を行っています。



(6) 農業イベント、農業情報の発信

①ふるさと多摩夏まつり

都市農業の新たな展開と市の名物を作ろうと検討が開始され、朝顔生産がはじまり、昭和 56 年に最初の品評会が行われました。それ以降「ふるさと多摩夏まつり 朝顔市」として現在まで続いています。地元農家が丹精込めて育てた 700 鉢を超える朝顔が並ぶ「朝顔市」を中心に、地場野菜の販売や地元商店会によるイベントなど、夏の訪れを告げる風物詩として開催しており、市民に親しまれています。

資料：多摩市ホームページ



朝顔市チラシ

②多摩市の農産物応援サイト「agri agri」

市内で見つけた四季折々の「農」のある風景や、がんばっている農家さんたちの様子、「農」を通じた地域の人々の交流などを紹介しているホームページです。また、ブログ、Facebook、Twitter、Instagram でも幅広く発信しています。

資料：多摩市ホームページ、多摩市の農産物応援サイト agri agri ホームページ



多摩市の農産物応援サイト agri agri ホームページ

(7) 農業体験や交流機会の提供

①家庭菜園・体験型市民農園

多摩市では、市民農園として家庭菜園の名称で市が地元の農家から土地を借りて 7ヶ所、296 区画開設し、市民が趣味で野菜作りを楽しめる場として貸し出しています。

また、農家が開設する農園である体験型市民農園は、農園主の作付計画のもと、指導を受けながら野菜作りが楽しめます。(3ヶ所、106 区画)

〔家庭菜園 (令和 5 年 4 月現在)〕

NO.	菜園名	所在地	区画面積	区画数
1	乞田	豊ヶ丘 1-1-3	10 m ²	30
	和田第二	和田 366-14	10 m ²	22
2	上和田	和田 2117-1	20 m ²	36
3	落川	落川 1139-1	20 m ²	65
4	かじやの台	和田 2115	10 m ²	98
5	くるまぼり	東寺方 1-15	10 m ²	26
6	一ノ宮	一ノ宮 4-20-16	10 m ²	19

※ 令和元年度末で和田第 2 菜園は閉鎖

〔体験型市民農園（令和5年4月現在）〕

No.	菜園名	所在地	区画面積	区画数
1	多摩有機農法塾	連光寺 6-16-2	30 m ²	25
2	ふれあいファーム	一ノ宮 1-13-18	30 m ²	21
	多摩落川 新倉体験農園	落川 1231-1	3 m ² ~8 m ²	60

※ 令和2年度より多摩落川 新倉体験農園は都市農地貸借円滑化法による賃貸借にて、民間事業者開設型の体験型市民農園に移行

資料：多摩市ホームページ

②家族体験農業

市内4ヶ所の畑で、子どもたちやその家族が農業委員の指導を受けて、さつま芋や落花生など、苗の作付けから収穫までの一連の農作業の一部を体験する児童館との共催事業です。

この事業を通じて、子どもたちが農業に関心を持ち、収穫する野菜や食物を身近に感じ、日々の食を大切にすることを育むとともに、野菜の栽培育成過程や土とのふれあいを深めることにより、農への理解をはじめ、その学習効果及び情緒的な心の育成を目的としています。



③農業ウォッチングラリー

市内農地は、多摩ニュータウンを中心とした都市開発の中で急速に減少していますが、現在でも貴重な農産物を栽培する農地は、市街地の中に存在しています。

このような貴重な農地を歩いて巡り、そこで栽培されている新鮮な農産物を収穫し、市内の農地の再発見やその有効性を多くの市民の方に理解してもらいます。都市化の進む多摩市において、市民と交流するふれあい農業を実現することで、都市の農業が共存するまちとなることを目的としています。



④小中学校での農業授業への協力

農業者は、市内の小中学校からの要請を受けて、総合的な学習の時間のゲストティーチャー、田植え指導や座学、グリーンカーテン作り、小学生の社会科見学として農家の畑の見学、中学生の職場体験の受け入れ等の協力を行っています。

⑤農業者と消費者との交流事業

農業者が消費者ニーズを把握する場、そして消費者である市民が生産農家の現状を理解する場として、たま食育フェスタでの情報発信や、市内で採れた農産物を料理して食べるイベントなどの市内農業者と消費者による交流事業を実施しています。

⑥災害時の協力

災害時に必要となる食糧、食料品及び日用品等の救護物資の供給について、JA東京グループと多摩市の間で協定を締結しています（JA東京グループ災害協定：平成20年6月締結）。



市内小学校での農業授業の様子

6 農業者・市民の意向把握

(1) 農家・市民意向調査

プランの中間見直しにあたり、農業者及び市民の農業・農地に関する意向を把握するために、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

①農家意向調査・市民意向調査の概要

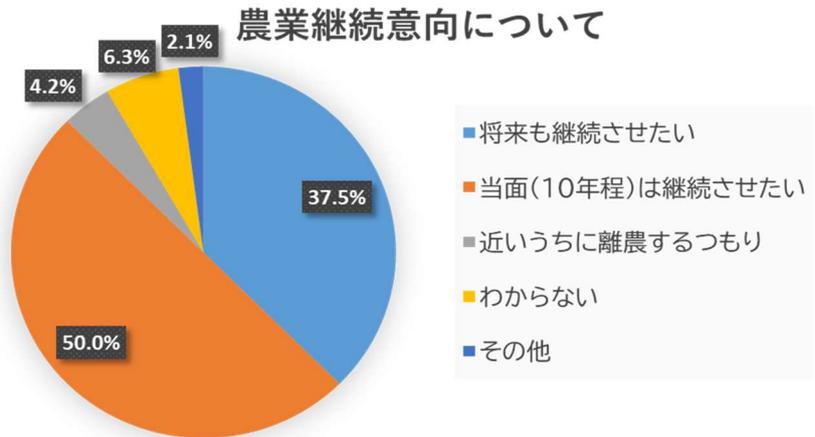
	農家意向調査	市民意向調査
調査対象	一定規模の農地を所有する市内農業者 71 戸を対象に実施	無作為抽出により選ばれた 23 歳以上の市民 500 人を対象に実施
調査期間	令和 5 年 7 月 7 日～7 月 21 日	令和 5 年 7 月 7 日～7 月 21 日
調査方法	郵送による配付回収	Logo フォームへの回答 一部電話による聞き取り
配付数	71 票	500 票
有効回収数	48 票	115 票
有効回収率	67.6%	23.0%
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ○回答者の属性 家族構成・人数／農業の従事状況・人数／後継者／農業継続意向／認定農業者制度の認知度／援農ボランティア制度の認知度 ○農業の状況 販売方法・販売先／今後の農業経営／農業所得目標／経営上不安なこと ○市民との交流等について どんな交流を望むか ○農地について 農地の貸借意向／市民農園開設意向／宅地農地の今後の方向 ○今後の農業施策の要望 	<ul style="list-style-type: none"> ○多摩市農業について 農業の認知度／居住地の農地／特産品の認知度 ○農地について 農地の減少に対する評価／農地への期待 ○農産物の購入 購入場所／市内農産物の購入場所・意向／農産物の安全性／市内農産物への要望 ○農業とのふれあい 農とのふれあい事業の参加／今後の参加意向 ○回答者の属性 年齢／居住地区／農業への関心・経験
回答者の属性	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者は世帯主が 92%、配偶者が 4%、後継者が 4% ・本人以外の従事者は、本人のみが 6 件、子どもが 15 件、配偶者が 30 件、親が 3 件、二親等以内の親族が 5 件、その他が 2 件 ・農業従事状況は、「年間 150 日以上」が 45.0%、「年間 60 日未満」が 28.8%、「年間 60～149 日」が 26.1% ・後継者は、「今はわからない」が 43.7%、「現在就農している後継者がいる」が 16.6%、「後継者となる者がいる」が 18.7%、「農業の後継者はいない」が 16.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢は、「65 歳以上」が 44.3%、「60 歳～65 歳未満」が 5.2%、「45～60 歳未満」が 21.7%、「30～45 歳未満」が 25.2%、「30 歳未満」が 2.6% ・お住まいの地域は「NT 地区」が 67.0%、「既存地区」が 33.0% ・農業への関心は「ある」が 53.3%、「わからない」が 25.2%、「関心がない」が 16.5% ・農業体験は「経験がない」が 72.1%、「以前経験した」が 20.8%、「今も経験している」が 6.9%

②農家意向調査の概要

9割近い農家が農業継続意向を示しています。後継者のいる農家はおよそ4割です。
 援農ボランティアは、制度自体は知っているものの活用意向は低い状態です。

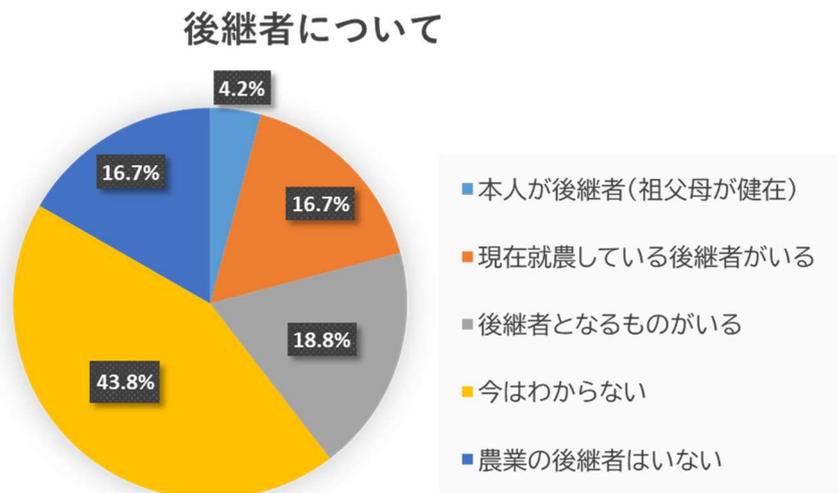
●今後の農業継続意向

「将来も継続させたい」が37.5%、「当面は継続したい」が50.0%であり、農業継続意向のある農家は87.5%と9割近い農家が農業継続意向を示しています。



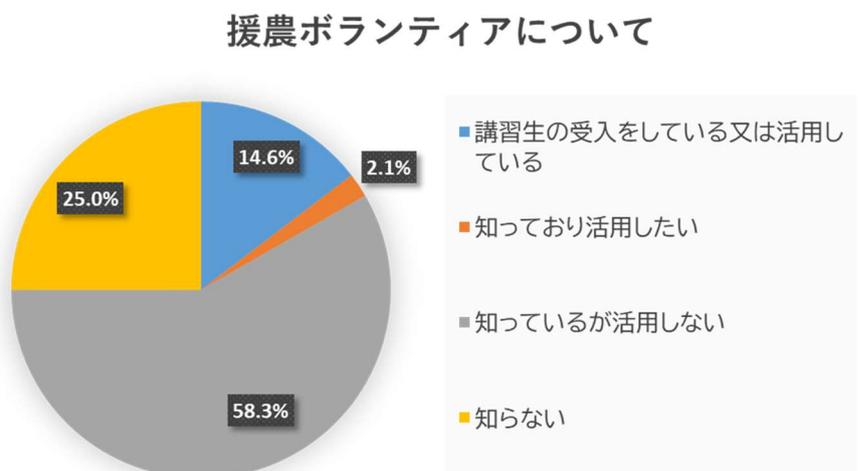
●後継者について

「今はわからない」が43.8%と最も多いものの「本人が後継者」「現在就農している後継者がいる」「後継者となるものがある」を合わせて39.6%と4割近く後継者のいる農家があります。



●援農ボランティアについて

「知っているが活用しない」が58.3%と最も多く、他人が自分の農地に入ることに抵抗がある農家が多いと思われます。また、制度を「知らない」も25.0%となっており、制度のさらなる周知が必要だと思われます。

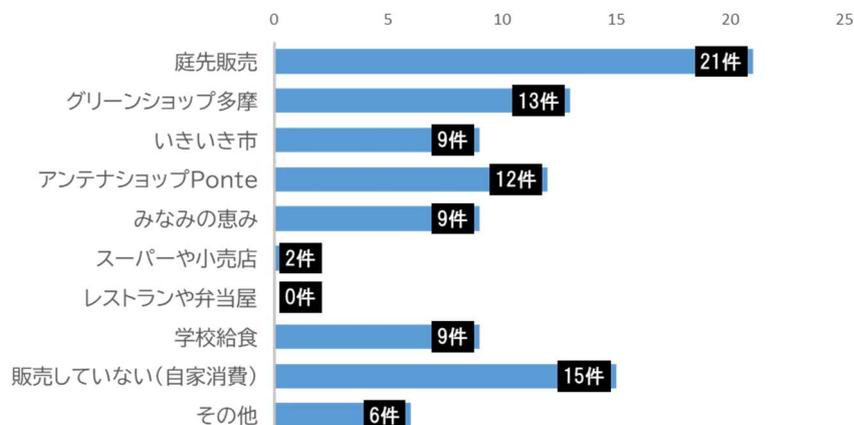


農産物販売は、庭先販売や共同直売所への出荷が多く、スーパーや小売店の販売は少なく多摩市内多くの農家の少量多品目栽培に沿った販売方法となっています

●農産物の販売方法・販売先

販売先は「庭先販売」が21件と最も多く、次いで「グリーンショップ多摩」13件「アンテナショップ多摩」13件「アンテナショップPonte」12件と続きますが、自家消費のみの「販売していない」農家も15件あります。【複数回答】

農産物の販売方法・販売先

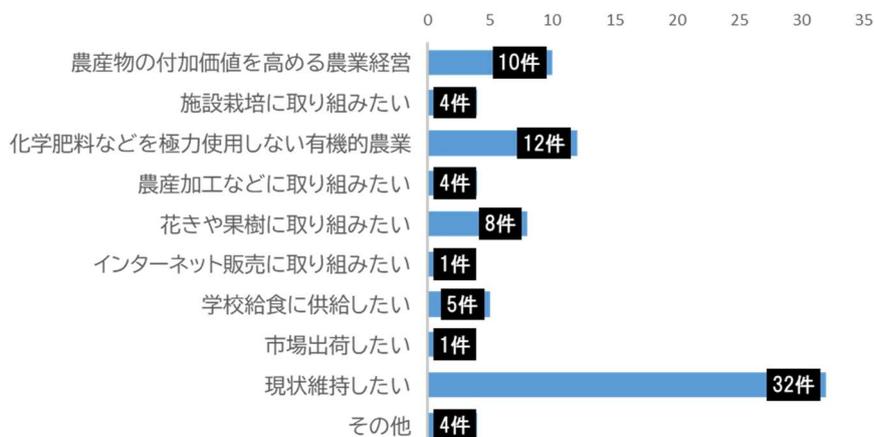


農業経営は現状維持が多く、自身の健康、税負担、後継者問題に不安を感じています

今後の農業経営について考えていること

●今後の農業経営について考えていること

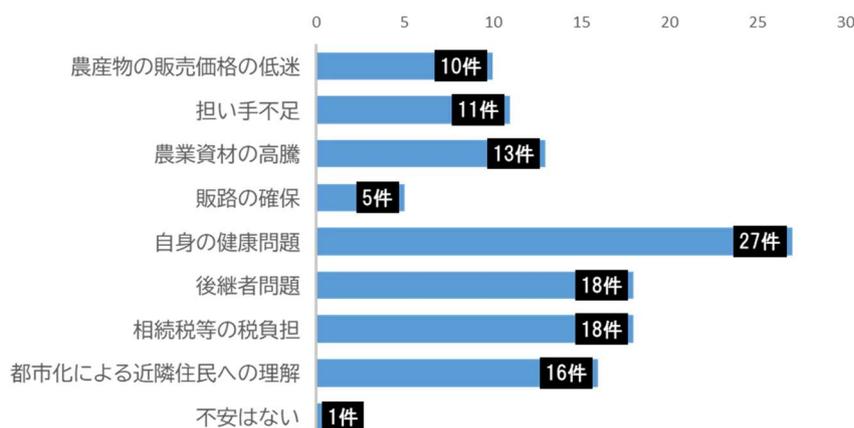
「現状を維持したい」が32件と最も多く、次いで「化学肥料などを極力使用しない有機的農業」12件「農産物の付加価値を高める農業経営（ブランド化）」10件と続きます。



●農業経営の不安について

「自身の健康問題」が27件と最も多く、次いで「後継者問題」「相続税等の税負担」いずれも18件と続きます。「都市化による近隣住民への理解」も16件と増加傾向にあります。

農業経営の不安について

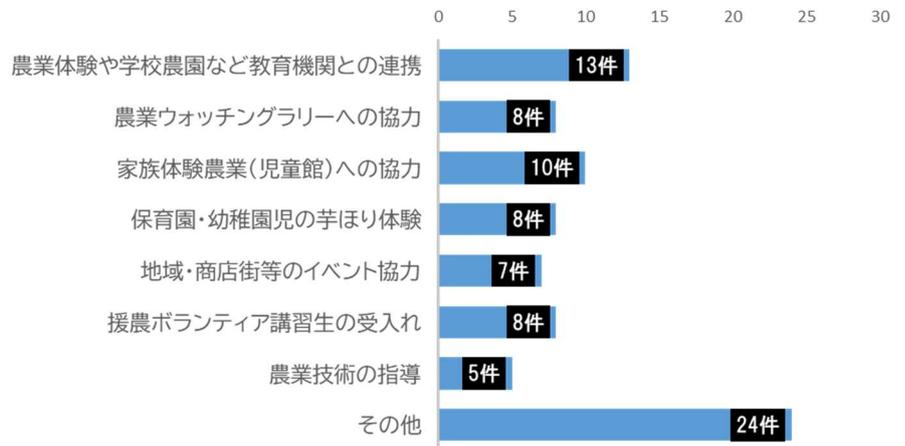


市民との交流を望む農家では、農業体験等の多様な交流を望んでいます

●市民との交流について

「その他（記入なし）」が24件と一番多かったものの、「農業体験や学校農園など教育機関との連携」13件、「家族体験農業（児童館）の協力」10件、「農業ウォッチングラリーへの協力」「保育所・幼稚園等の芋ほり体験」「援農ボランティア講習生の受け入れ」いずれも8件と、市民との交流を望む農家では多様な交流を望んでいます

市民との交流について

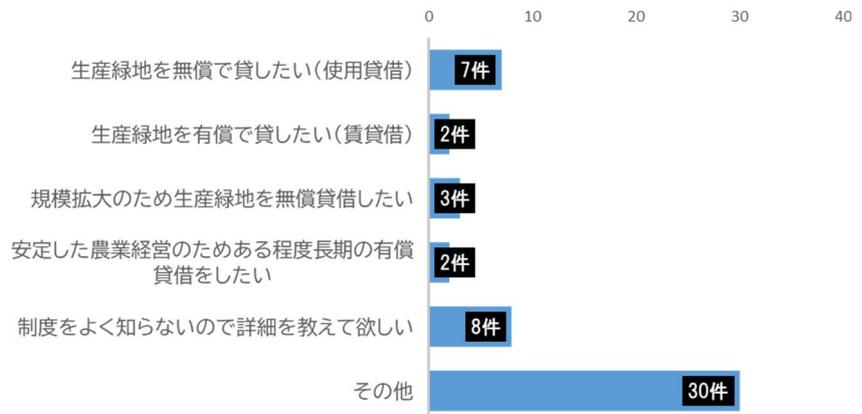


都市農地貸借円滑化法によって農地の貸借や市民農園の開設は容易になりましたが、農地の貸借意向も市民農園の開設意向もあまり高くありません

●農地貸借の意向確認

「その他（記入なし）」が30件と一番多く、次いで「制度をよく知らないので詳細を教えてください」8件となっており、都市農地貸借円滑化法により農地の貸借は容易になりましたが、多摩市内ではあまりニーズは無いようです。

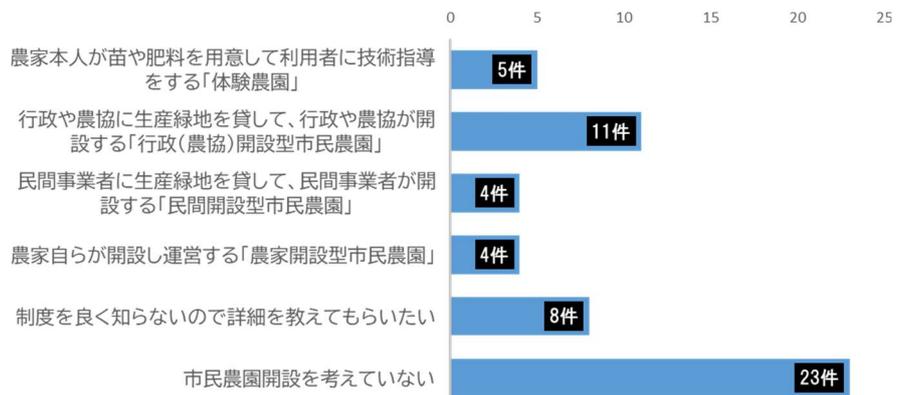
農地貸借の意向確認



●市民農園の開設意向

「市民農園開設を考えていない」が23件と一番多く、次いで「行政や農業に…」11件となっており、都市農地貸借円滑化法により市民農園開設も容易になりましたが、市民農園開設意向は低いようです。

市民農園の開設意向



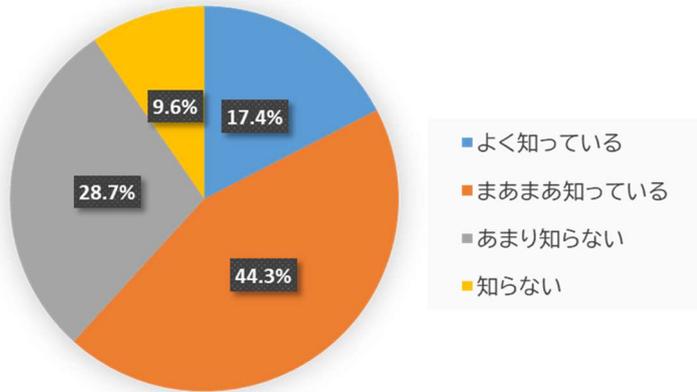
③市民意向調査の概要

多摩市農業の認知度は6割を超えています
 農地に対しては農地の持つ多面的機能の発揮が期待されています

●多摩市農業の認知度

「まあまあ知っている」が44.3%と一番多く、「よく知っている」17.4%とあわせて6割強の認知度となっています

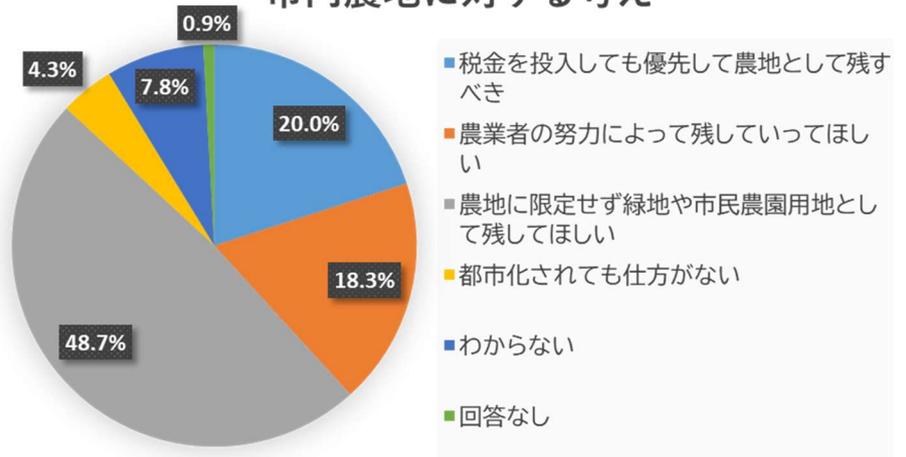
多摩市農業の認知度



●市内農地に対する考え

「農地に限定せず緑地や市民農園用地として残してほしい」が48.7%と約半数を占めています。次いで「税金を投入しても優先的に農地として残すべき」20.0%「農業者の努力によって残して欲しい」18.3%となっています。また僅かではありますが「宅地化されても仕方がない」4.3%といった意見もあります

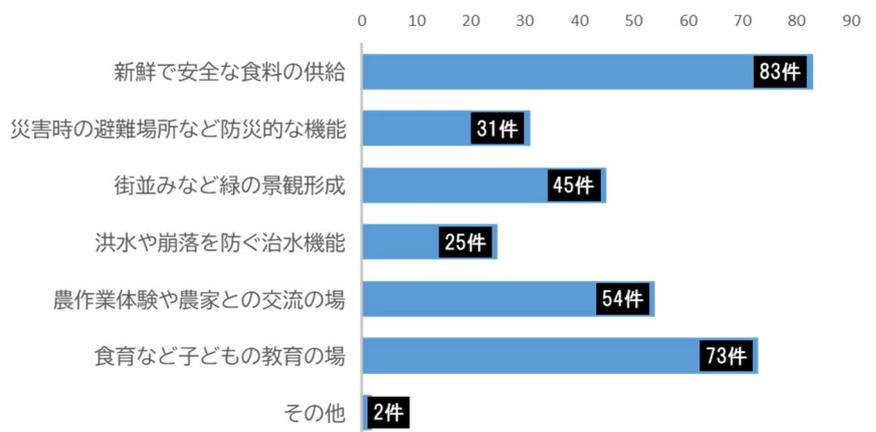
市内農地に対する考え



●農地に期待すること

農地本来の目的である「新鮮で安全な食料の供給」が83件と一番期待されている部分ではありますが、「食育など子どもの教育の場」73件「農作業体験や農家との交流の場」54件「街並みなど緑の景観形成」45件と、農地の持つ多面的機能にも期待する声があります。

農地に期待すること

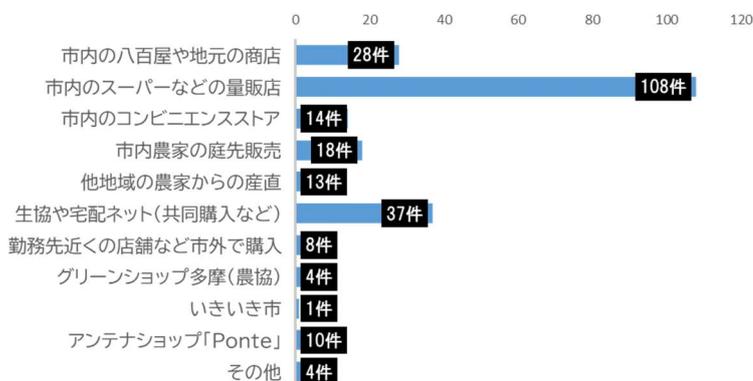


農産物の購入場所はスーパーなどの量販店が多く
市内農産物の購入機会を望む声があります

●日頃野菜を購入する場所

「市内のスーパーなどの量販店」が108件と圧倒的多数を占めていますが、「生協や宅配ネット（共同購入など）」も37件と、近年のコロナ禍の影響か、伸びを見せています。

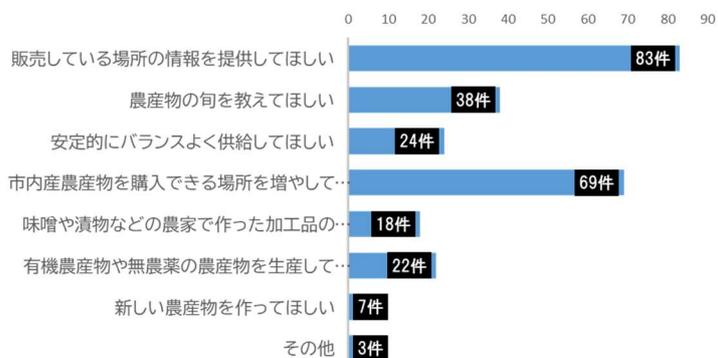
日頃野菜を購入する場所



●市内農産物への要望

「販売している場所の情報を提供してほしい」が83件と一番多く、次いで「市内農産物を購入できる場所を増やしてほしい」が69件と市内農産物の購入機会の増加を望む声が多くあります。

市内農産物への要望



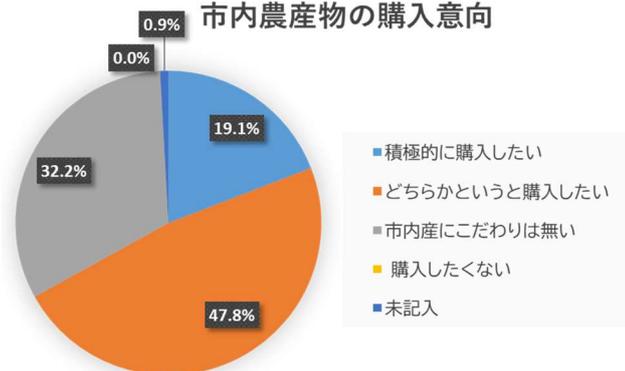
多摩市産野菜の購入意向は高く

農産物については安全・安心を求める声が多くあります

●市内農産物の購入意向

「どちらかというと購入したい」が47.8%、「積極的に購入したい」が19.1%と、市内産農産物の購入意向は7割近くを占めています。

市内農産物の購入意向



●農産物の安全性と購入

「有機農法や無農薬栽培など安全・安心を第一優先」が34.8%、「安全・安心を優先するが...」のうち「美味しさを優先」が31.9%「安いものを優先」が22.6%と農産物への安全・安心を求める声は9割近くを占めています

農作物の安全性と購入

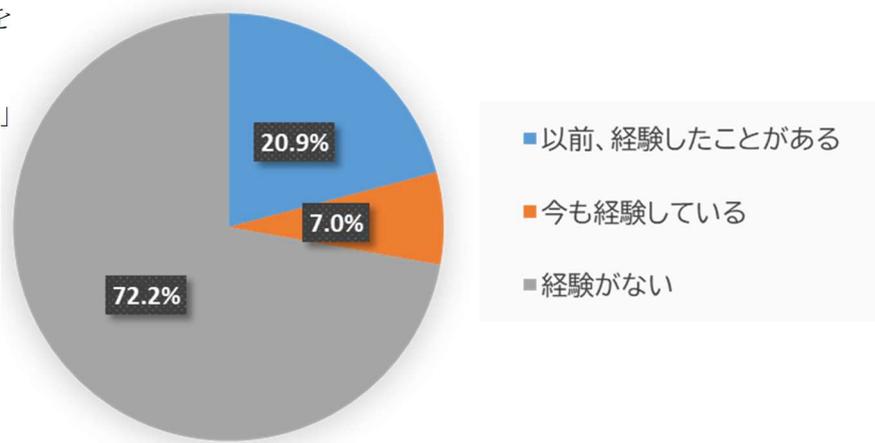


多摩市民の農業経験は経験なしが多数を占めています

●農業経験

「経験がない」が特に多く 72.2%を占め、「以前、経験をしたことがある」が 20.9%、「今も経験している」は 7.0%に過ぎません。

農業経験



農業ウォッチングラリーの様子

資料：多摩市の農産物応援サイト agri agri



援農ボランティア受入農家講習の様子

(2) その他の農業者・市民意向把握

農家・市民意向調査の他に、下記の意向把握を行いました。

①農家ヒアリング：平成30年9月7日（金）に、市内農地を地区別に分けて抽出した11農業者を対象に実施。

②消費者意見箱：平成30年9月13日（木）から28日（金）までの間、グリーンショップ多摩前の「朝市」、「いきいき市」、アンテナショップ「Ponte」の購買客を対象に実施。

③障がい者団体アンケート：平成30年12月3日（月）に市内の障がい者施設20施設にアンケートを送付。

④市民フォーラム：平成30年10月28日（日）に市民及び農業者を対象に多摩市の農業の現状と本プランの考え方を示し意見交換を実施。令和5年10月21日（土）にはプラン改定にあたり再度市民フォーラムを実施。

7 隣接市との比較検討

多摩市は農地面積が少なく、そのため総土地面積に対する割合は1.9%、人口一人当たりの農地面積は2.6 m²/人と隣接市との比較では、最も少なくなっています。

生産緑地面積割合も、近隣市より低くなっていますが、生産緑地に占める相続税納税猶予農地の割合が46.6%と他市よりも高く、少ない農地ですが継続する可能性は高いと考えられます。

農業産出額も、農地面積が少ないことから、近隣市と比べて低くなっています。

〔隣接市との比較データ〕

項目	多摩市	稲城市	府中市	日野市	八王子市	町田市
総土地面積(km ²)	21.01	17.97	29.43	27.55	186.38	71.55
総人口(人)	147,528	93,007	260,253	187,304	561,758	430,385
総世帯数(世帯)	73,460	41,932	127,939	91,736	276,046	202,985
農地面積(ha)	38	123.4	117.1	135.5	781.4	500.9
(総土地面積に対する割合)	1.81%	6.87%	3.98%	4.92%	4.19%	7.00%
(人口に対する割合)m ² /人	2.58	13.27	4.50	7.23	13.91	11.64
A市街化区域内農地面積	38	123.4	117.1	135.5	358.6	282.9
B生産緑地面積(ha)	26.7	98.8	94.4	105.3	222.1	203
B/A	70.26%	80.06%	80.61%	77.71%	61.94%	71.76%
C相続税納税猶予農地面積	11.6	45.3	49.5	39.7	83.9	72.5
C/B	43.45%	45.85%	52.44%	37.70%	37.78%	35.71%
市街化調整区域内農地面積	-	-	-	-	422.8	218.0
農地面積(m ²)/人口	2.58	13.27	4.50	7.23	13.91	11.64
D農家数(戸)	70	222	276	273	1012	659
E販売農家数(戸)	20	151	143	120	324	279
自給的農家D-E(戸)	50	71	133	153	688	380
自給的農家率(%)	71.43%	31.98%	48.19%	56.04%	67.98%	57.66%
農業産出額合計(百万円)	121	1,047	417	895	2,526	1,881
産出額/農家(百万円)	1.7	4.7	1.5	3.3	2.5	2.9
産出額/人(円)	820	11,257	1,602	4,778	4,497	4,371
産出額/世帯(円)	1,647	24,969	3,259	9,756	9,151	9,267

資料：「令和3年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック」より作成

第3章

多摩市農業の課題

1 データからの考察

(1) 農業者数の減少

農家戸数は、平成7年に160戸であったものが令和2年には70戸となり、この20年間で半減しています。合わせて農業就業人口も平成7年に111人であったものが令和2年には60人となり、こちらも半減している状況です。これは、農業従事者の死亡等により、後継者が営農を継続しないものと推察されます。

(2) 販売農家も減少

農家戸数に占める販売農家の割合は平成7年では35%であったものが令和2年には28.6%の減少となっています。これは、農業従事者の死亡等の際、販売農家の後継者は営農を継続しないか、規模を縮小し自給的農家へシフトしたものと推察され、販売農家の割合が減少したものと考えられます。

(3) 農業者の高齢化の進捗

農業就業人口も平成7年では、60歳以上が占める割合が55%であったのが、令和2年では60%と高齢化がかなり進んでいます。若年層の就業人口も減っていることから、後継者が農業を継がないことや新規就農が進んでいない状況であると推察されます。

(4) 農地面積の減少

市内の農地面積は、平成9年では66.3ha、うち生産緑地面積が30.4haであったのが、令和2年では39.1ha、うち生産緑地面積が26.8haと全体で27.2ha、生産緑地で3.6ha減少しています。全体面積では41%減少していますが、生産緑地は11.8%しか減少していません。これは、生産緑地制度が農地を保全する制度として有効に機能していると推察されます。ただし、相続が発生する度に農地面積が減少している傾向がある為、都市農地貸借円滑化法を活用した農業者への貸借や市民農園・体験農園の運営の提案など、相続が発生しても農地のまま維持していくための取り組みを続けていく必要があります。

(5) 農産物販売金額

一定規模以上の農家における農産物の販売金額では、販売金額100万円未満の農家の割合は平成17年の67.6%が令和2年では60.9%に減少しています。一方で、販売金額100万円以上の農家の割合は、32.4%から39.1%へ増加し、さらに1,000万円以上の農家が新たに2経営体出現しています。これは、販売農家における収益性の高い作物の導入や新たな販路ができたことによるものと推察されます。

平成22年と令和2年を比較すると全体的に農地・生産額も減少しております。

(6) 栽培品目による収穫量の変化

野菜の主要品目の生産状況について平成19年と令和2年を比較すると作付面積は減少していますが、面積あたりの収穫量は、かんしょを除き増加しています。これは、販売農家による収益性の高い作目への転換や、単位面積当たりの収穫量アップの取り組みが進んだものと推察されます。

果樹の主要品目の生産状況について平成19年と令和2年の面積当たりの収穫量を比較すると、クリ・ウメは微増傾向ですが、ブルーベリーやぶどうといった収益性の高い品目が、作付面積・収穫量共に大きく増加しています。これは、販売農家による収益性を高める作物の導入が進んだものと推察されます。

[16年前との野菜主要品目の生産状況の比較]

	平成19年産		令和2年産	
	面積 (ha)	収穫量 (t)	面積 (ha)	収穫量 (t)
バレイショ	2.3	34.9	1.8	40
サトイモ	2	13	0.7	9
ネギ	1.6	17.2	0.9	19
ダイコン	1.5	37.2	1.1	40
カンショ	1.3	23.5	0.7	13

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書

[16年前との果樹主要品目の生産状況の比較]

	平成19年産		令和2年産	
	面積 (ha)	収穫量 (t)	面積 (ha)	収穫量 (t)
クリ	4	3	3.1	3
ウメ	3	3	2.3	3
ブルーベリー	0.95	0.95	1.8	6
ブドウ	0.01	0.01	0.3	2

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書

2 農家意向調査結果の考察

(1) 営農継続の意向について

今後10年以上の営農を継続する意向があるとの回答割合87.5%と約9割占めております。平成30年に行った意向調査では、今後10年以上の営農継続意向のある農家は約7割だったことから2割ほど増加しています。これは特定生産緑地制度と都市農地貸借円滑化法の施行が大きく影響していることが推察されます。

(2) 販売について

庭先販売との回答が一番多く、統計データでも自給的農家が7割以上を占める状況と連動しています。また、販売方法では、スーパーなどの小売店との回答が2.1%と少ない割合となっていることから、個人や共同による直売が主流となっていることが分かります。

(3) 農業経営について

農業経営については、現状を維持したいが約7割以上を占めており、また農業経営に対する不安の設問でも自分の健康問題22.7%で1位、相続税の負担、後継者問題15.1%が2位となっていることから、60歳以上の農業者が増加していることが影響していると考えられます。

また、農業経営に対する不安の設問で1位が自分の健康問題、次いで後継者問題、相続税等の税負担となっており、都市化による近隣住民への理解も増加傾向にあります。農業経営に関する不安の面でも多様化が進んでいます。

(4) 市民との交流について

その他の回答が一番多いことは自給的農家が多く市民との交流には無関心であると推察されます。しかしながら、農業体験や学校農園など教育機関との連携や家族体験農業、農業ウォッチングラリーへの協力、援農ボランティアの受け入れと次いで高い割合を示していることから、市民との交流を望む農家

は多様なかわりを持ちたい意向があると推察されます。

3 市民意向調査結果の考察

(1) 多摩市農業の認知度・農地保全について

認知度については、61.7%が認知しているが、農地保全については、38.3%が保全すべきとの回答で、農地に限定せず緑地や市民農園用地として残してほしいとは 48.7%と 5 割近くの市民が回答していることから、農産物の生産というよりも農地の持つ多面的機能を期待する市民が多いことが推察されます。

(2) 農産物の購入方法等について

市民の農産物の購入場所は市内スーパーが一番多い回答となっており、グリーンショップ多摩やアンテナショップ「Ponte」などで市内産農産物を購入する方は少ない割合となっています。これは、市内産農産物の生産量自体が少ないこともありますが、市内産農産物への要望の設問で、市内農産物の販売場所の情報提供や購入できる場所の増設の回答割合が多いことから、今後情報発信の工夫が必要と推察されます。

(3) 市内産農産物の購入意向

市内産農産物の購入意向の設問の「積極的に購入したい」は 19.1%ですが、農産物の安全性と購入意向の設問の安全安心を求める回答は全部で 88.7%となっており、市民の中には、値段や産地よりも安全安心を求めている方が一定数いると推察されます。一方で、市内産農産物の購入意向の「どちらかというで購入したい」も含めると 67.0%と高く、市内産農産物の購入意向は高いとも考えられます。多摩市の農産物や農地は市民にとって貴重な存在であり、市民が多摩市産農産物を、農業や農地を維持できる適正な価格で購入することが、農業の発展や農地保全につながります。

(4) 農業体験等について

農業体験の有無の設問では 72.28%が全くの未経験者であり、農業への理解を深めて行く取り組みが必要であると推察されます。

また、農業とのふれあいへの参加意向の設問では、自ら野菜作りに挑戦したいとの回答が一番多く、次いでもぎとりなど収穫体験の回答が多かったことから、農作業体験的なイベントに興味を持っていることがうかがえます。

4 農家ヒアリング結果の考察

平成 30 年 9 月 7 日に市内 11 件の農家へヒアリングを行ったところ、以下の意見が挙がりました。

多摩市農業は、生産現場と消費地の距離が近いという都市農業の特徴が色濃く表れています。ヒアリングを行った 11 件のうち 10 件の農家で、農産物を食べたお客さんからの美味しいとの声や、喜んでもらえる声が直接聞けることが嬉しいとの回答や、農作業を体験した子どもたちからの喜びの声が励みになっているという意見が多く挙がりました。農家にとって、農家と一般市民のコミュニケーションが農業を続けていく上でのモチベーションとなっている傾向が強いことが見受けられます。

大きな災害が発生した場合には、市民のための避難場所として自分が所有する農地を活用しても構わないと考えている農家がほとんどであり、農産物だけでなく、多摩市の農家と市民の人的な距離感も近い傾向にあると思われます。

一方で、農地と隣住宅との距離の近さ故に、農業生産の過程で発生する剪定枝や草などのゴミを焼却処分することが難しく、多摩市農家にとってはゴミ処理が切実な問題となっています。実際にヒアリング結果において、半数以上の農家が営農をしていく上での課題として、ゴミ処理の問題及びそれに伴

う近隣住民とのトラブルを挙げています。

以上のことから、今後より一層、農家と市民の交流の場を増やし、市民の農業・農家に対する理解を深めることで、農家にとって農業がしやすく営農意欲が湧く環境ができ、それが農家も市民も住みやすいまちづくりにつながると考察することができます。

5 消費者意見箱結果の考察

平成30年9月13日から9月28日までの間、「いきいき市」「朝市」「アンテナショップPonte」に消費者意見箱を設置し、買い物に来た方の声を集めました。そこで集まった意見としては、市民が市内農産物を購入する理由で一番多かった回答が「新鮮さ」でした。次いで「安全・安心」「美味しさ」と続いており、逆に「値段の安さ」を理由に購入するという回答が半数を下回っていたことから、市内農産物の“品質”は高く評価されていることが分かります。

また、「新鮮で安全な食料の供給」に9割以上の方が回答していることから、品質の高い市内農産物への需要は今後も大きいといえます。

市民と農業とのふれあいでは、野菜作りや収穫に関する項目が上位に位置しており、実際に自分の手で農産物を作りたいと考えている市民が少なくないことが分かりました。このことから、市民が農業を経験でき、おいしい農産物を味わえる場づくりに需要が見込めます。

6 障がい者団体アンケート結果の考察

市内障がい者団体20団体へ農業との関わりに対するアンケート調査を行ったところ、11団体より以下のとおり回答がありました。

障がい者団体の望む農業への関わりについて、一番多かったものは「働く場としての農業への関わり」で11団体中7団体が選択していました。その中でも「福祉団体として農地を持ち農作物を生産したい」の項目は7団体全てが選択しており、障がい者団体の多くが仕事としての農業への関わりを望んでいるということが推察されます。

農福連携で期待していることは「貸借できる農地の紹介（11団体中4団体）」と「農業技術指導（11団体中5団体）」の希望が高く、リラクゼーションやボランティアではなく、農業に積極的な関わりを持つことを望んでいると推察されます。

農業へ関わる上で支障になりそうなこととしては「作業中の怪我」や「ジョブコーチの不足」もありますが、多くの団体は不安面よりも農福連携に対する期待が大きいと見込まれます。

7 多摩市都市農業振興市民フォーラムで挙げた意見の考察

平成30年10月28日にベルブ永山内消費生活センター講座室で「多摩市都市農業振興市民フォーラム」を開催しました。その中で主に以下の意見が挙がりました。

多摩市都市農業振興市民フォーラムでは、農業と市民との関係性に焦点をあてた意見が多く、市民を単純に消費者として扱うのではなく、農業振興や農地保全に市民がどう関わっていけるかという切り口からの意見が多く出されました。

農業者からは、市民に農業への興味・関心を持ってもらうための多摩市農業のPR強化や、ボランティアの労働力を活用できる体制づくり、農福連携の推進など、農業収益の向上を目指しながらも市民が関わる新しい分野への発展性に注目した意見が挙がりました。一方で、付加価値のある品目の導入や裏作による収益増加、農業体験などのサービスとしての農業へのシフトなど、農業収入を増やすための新

たな視点からの意見も出されました。

市民からも、農地の持つ多面的機能の活用や、市民が多摩市農業を知り、協力ができる場づくりへの要望が寄せられました。

また、令和5年10月21日に行われた中間見直し時点での市民フォーラムでは主に以下の意見が挙がりました。

少ない農地を残すために収益性が高い農産物の生産の支援、多摩市は人材の宝庫であるため、その方々を援農ボランティア等へつなげること、援農ボランティアを農産物の販売や生産に結び付かなくとも都市農業の醸成のきっかけとして活動してもらいたい、災害時、農地の必要性をもっとPRすべきなど。

以上のことから、取り組みには、今後は農家だけでなく市民も巻き込んだ農業振興・農地保全の検討も必要であると考えられます。

8 まとめ

以上の考察を踏まえると本市の農業が抱える課題については、次の4つの柱に整理されます。

(1) 多様な農業経営の確立

本市の農家は減少傾向にあり、農家数においても自給的農家が約7割を占めていますが、その中でも収益性の高い作物への転換や販路の拡大が進み、農産物の販売金額が1,000万円を超える農業者も出てきました。

今後は、農家にとって収益性の高い作物の導入促進や取り組みを支援していくほか、市民の安全・安心な農産物の提供に対する意向が高いことなど消費者ニーズを農業経営に反映していくことが課題となっています。また、市民の市内産農産物の購入意向も高いことから供給量を増やすことも課題であり、農作業の機械化や近代型の農業資材を活用した農作業の省力化によって生産の増大を図る取り組みも必要です。なお、販売には結びつかないまでも、都市農地を維持・保全している自給的農家に対する支援も引き続きしていく必要があります。また、安定した農業経営のためには、付加価値の高い作物を生産し、付加価値に見合った価格設定を図ることが必要です。

そのためには、農業者の様々な経営規模や形態に応じた経営の支援を検討し実施していく必要があります。

(2) 農業の担い手の育成

農業者の高齢化がかなり進んでおり、自身の健康について不安を抱いている方が多い状況です。また、後継者が農家を継ぐことが少ない状況であり、特に自給的農家の後継者が営農を継続しない状況です。

農業を始めるには土地という資源があることが第一であることから、地価の高い東京においては、非農家が農地の取得や貸借により新規就農するのは非常に難しく、既存農家の後継者がいかに営農意欲を持てるかが課題となっています。

後継者の意欲向上のために、後継者を対象にした研修や、後継者同士または飲食店や消費者団体などとの交流の機会の創出のほか、未就農の後継者に向けて農業に興味を持ってもらい就農につながるような取り組みが必要です。

また、農業者の高齢化が進み健康に不安を抱えている方が多いことや援農ボランティアに関心を示す市民も一定程度いることから、本市の農業・農地を維持していくために、より一層の援農ボランティア制度の取り組みが必要です。

(3) 多面的機能を活かした都市農地の保全と活用

都市農業振興基本計画では、都市農業の多様な機能の発揮として、「農産物を供給する機能」「防災の機能」「良好な景観の形成の機能」「国土・環境の保全の機能」「農作業体験・学習・交流の場を提供する機能」「農業に対する理解の醸成の機能」が打ち出されています。

本市は、多摩ニュータウンという先進的な住宅都市を有する近代化した街であるとともに、都内26市でも5番目に農地面積が少ない※都市でもあり、残された貴重な農地を維持することが大切です。

本市では、都市農業の多様な機能を活かし、家庭菜園・体験型市民農園、家族体験農業、農業ウォッチングラリーなど、市民とのふれあいを大切にする事業に取り組んでいます。また、市内の田んぼや谷戸の畑などの農村の景観を維持している地区では、今後それらの景観を周辺緑地と一体的に残そうとする検討も行われており、さらに、田んぼや畑には雨水を一時的に貯留してゆっくりと川に流す機能があり、防災面でも評価されています。しかし、まだまだ多くの市民には、都市農地の多面的機能に関し、理解が進んでいないことが課題として考えられます。市民が農地保全の検討に積極的に参加していくためには、家庭菜園事業や農福連携など、市民の農業に対する理解を醸成する事業を推進するとともに、農地が持つ「防災の機能」など農地の多面的利用をさらに進める必要があります。

一方、生産緑地法の改正にともなう「特定生産緑地制度」の導入や、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の制定により生産緑地の貸借がしやすくなったことなど、都市農地を取り巻く状況は大きく変化しています。地価が高く、それに伴う税負担も重い本市の農業者においては、制度をきちんと理解し、都市農地の保全のため、新たな制度が有効に活用されることが課題です。

※ 「令和3年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック」では、農地面積が少ない自治体は26市中
①福生市11.7ha、②武蔵野市27.4ha、③狛江市36.8ha、④羽村市37.6ha、⑤多摩市39.1ha
の順になっている。

(4) 市民の参加による都市農業の展開

本市では、市の公式ホームページや農産物応援サイト「agri agri」を通して農業に関する情報発信を進めています。市民意向調査では地場農産物の購入意向は高いものの、販売している場所の情報提供を求める意向もあり、直売に関する情報提供を一層進める必要があります。また、特産品についても市民の認知度は低く、内容紹介や販売場所等の情報提供を進めることが必要です。

本市では、農家が、ボランティアとして、中学生の職場体験の受け入れや食育授業のゲストティーチャー、保育園・幼稚園の芋ほりの協力などの活動をしており、学校教育や社会教育に大きな貢献をしています。農家の方々に、学校教育等との連携を将来にわたり協力してもらうことが出来るかが課題です。今後も継続して実施していくためには、農家の方々の好意により行われるのではなく、一定の報酬が支払われるなど、きちんとした仕組みにすることが必要です。

これまで、市民とのふれあいを大切にする事業として、都市農業の多様な機能を活かし、家庭菜園・体験型市民農園、家族体験農業、農業ウォッチングラリーなどに取り組んできました。

今後も、都市農業に対する市民の理解を深め、市民と農家のお互いの交流と信頼のもとに、市民は都市農業を支える役割を担い、農家は安全・安心な食の供給と市民の都市農業の理解醸成という役割を担うことで、都市農業の振興に取り組むことが重要です。

第4章

多摩市の農業の将来像と基本方針

1 多摩市農業の将来像

平成 27 年に都市農業振興基本法が制定され、都市農地・農業だけでなく、都市計画制度など都市側における制度の枠組みも大きく変わりました。

一方、少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化や都市化の進行する多摩市の中で、農業者においても高齢化や後継者不足などの多くの問題を抱えながら、多摩市の農地を保全し農業を持続させていくためには、農業者や農業関係団体は新たな発想や創造性を含めて、これまで以上に様々な工夫や取り組みが必要になっています。さらに、これまで維持してきた多摩市農業の取り組みや、多様な農業の展開という特徴を発展させていくために、市民の理解と参加を得てこれまでの取り組みや、多様な農業経営を発展させていくことを願い、以下のような将来像とします。

多摩市農業の将来像：農業者と市民が支える都市農業のあるまち 多摩

2 将来像実現に向けた基本方針

(1) 多様な形態を活かした多摩市農業を目指して

市民ニーズの高い安全・安心な農産物を安定して供給するため、本市の 7 割を占める自給的農家の農業収入を増加させ、販売農家とする取り組みを検討します。そのために、収益性の高い作物の導入の取り組みや、地産地消を基本とし、消費者である市民ニーズに応じた農産物の地場流通の充実など、農業者の様々な経営規模や形態に応じた経営の支援を検討し、実施していきます。

農業収入の増加には、農業者が経営者としての意識を持つことが、重要な要素のひとつであることから、認定農業者を増やすような農家への働きかけを行い認定農業者の育成の充実に努めます。

(2) 多摩市農業を支える担い手の育成を目指して

本市の農業・農地を維持していくためには、担い手育成が大切な要素であることから、後継者育成研修や後継者同士の交流機会の創出などを通じて、後継者の営農意欲を向上させ就農に繋げるための取り組みを行います。

農業者の抱える健康上の不安や農業経営規模の拡大などの課題に対して、担い手を必要とする農業者のため、援農ボランティアの育成を推進します。講習会や農家と援農ボランティアの調整機能の充実など、援農ボランティア制度の新たな仕組みづくりに取り組みます。

(3) 多面的機能を活かした都市農地を目指して

都市農地の持つ多面的な機能を市民が理解し、農地の保全の検討に積極的に参画していただくため、農福連携の取り組みや家庭菜園事業など、市民の農業に対する理解を醸成する事業を推進していきます。

農地面積と生産緑地地区の面積の推移より、生産緑地制度は農地を保全する制度として有効に機能していると推察できます。農業者が「特定生産緑地制度」や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を正しく理解して、制度の有効的な活用ができるような理解促進のための周知を行い、生産緑地地区が維持されるよう取り組みます。

(4) 市民と共に支える多摩市農業を目指して

市民の都市農業への理解を促進するためには、市民への都市農業の情報発信の強化が不可欠です。多摩市農業の状況を知ってもらうことや、特産品に関する認知度を上げることで、市民の都市農業への理解を進めるため、インターネット・SNSなどを活用して情報発信の強化を図ります。

農業は、食育や環境の分野において、教育現場でも重要な役割を果たしています。現在、農家が好意で行っている、学校教育や社会教育現場での活動について、体制や仕組みの見直しを行い、活動が安定的に持続できるよう取り組みます。

市民とのふれあいの面では、都市農業の様々な機能を活かして、これまで行われてきた、家族体験農業や農業ウォッチングラリー、援農ボランティア講習会等それぞれの事業の更なる充実を図ります。また、市民が都市農業を守る意識を醸成するためには、都市農地を理解し、自身の問題として捉えることが大切です。そのために、市民に市内農地を知ってもらう取り組みを推進していくことが重要です。



多摩市の農業の原風景の残る農地の景観（市内）

3 施策の体系

将来像を実現するための施策の内容は、4つの基本方針に基づき以下にその体系を示します。

将来像： 農業者と市民が支える都市農業のあるまち 多摩

基本方針1 多様な形態を活かした多摩市農業を目指して

- (1) 認定農業者の育成と支援
- (2) 安定した農業経営に向けた支援
- (3) ニーズに応えた販路の確保
- (4) 安全安心な“食”の供給
- (5) 付加価値を高める農業の推進

基本方針2 多摩市農業を支える担い手の育成を目指して

- (1) 後継者・担い手の確保と支援
- (2) 市民による援農システムの構築

基本方針3 多面的機能を活かした都市農地を目指して

- (1) 都市農地の保全
- (2) 農地の多面的機能の発揮
- (3) 農とのふれあいの場づくり

基本方針4 市民と共に支える多摩市農業を目指して

- (1) 食育の推進
- (2) 都市農業への理解の促進
- (3) 市民による援農システムの構築（再掲）
- (4) 農とのふれあいの場づくり（再掲）
- (5) 農のあるまちづくり

 は重点施策

4 基本計画（施策の内容）

〔細目（事業内容）について〕

前期は平成 31 年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）、後期は令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）の各 5 年間とし、事業の仕組みづくりや、方針決定などの取り組み時期を●、事業の実施時期を○で示しています。なお、「多摩市農業振興計画（改訂版）」から継続する事業は、前後期も実施するものとして前期・後期いずれにも○で示していますが、前期 5 年間の実施状況を評価、見直しを行うものとしします。

「(新規)」としているものは、「多摩市農業振興計画（改訂版）」に掲載が無く、施策の実施状況や多摩市農業を取り巻く状況を踏まえて新たに実施する事業です。また、細目の文言中「～検討」としているものは、見直しが必要とした事業であり、見直しの実施時期を示しています。

〔健幸まちづくりマーク  について〕

健幸まちづくりはすべての農業施策に関連しています。その中でも特に、市民の皆さんが関わることで、生きがいや人との絆となり、いきいきと健やかに幸せを実感することができる施策に健幸まちづくりマークを表示しています。

〔重点施策について〕

本計画策定後、多摩市農業の将来像に向けて、農業が持続し、農地を保全する観点で、優先的に行う施策として重点施策を定めました。重点施策は細目欄を**ゴシック体**で表示しています。

コ ラ ム

健幸まちづくりとは

多摩市は、多様な世代が交流し合い、いきいき暮らせるまちを目指して、健幸まちづくりに取り組んでいます。

健幸まちづくりとは、健康と幸せの獲得に繋がる知見をまちづくりに活かし、市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちをつくっていく取り組みです。身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちです。



基本方針 1 多様な形態を活かした多摩市農業を目指して

(1) 認定農業者の育成と支援

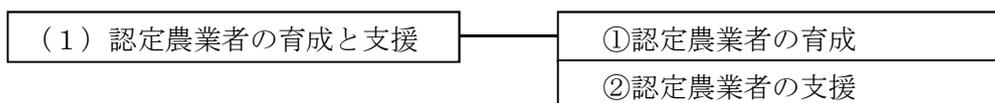
[概要]

認定農業者は、農業の中核となる農家であり、農業振興にとって認定農業者の育成を図ることが重要です。

本市は、認定農業者制度を平成 21 年度から実施しており、認定農業者数は、令和 5 年には 12 経営体で家族経営協定を締結している経営体は 5 経営体（P26 参照）となっています。認定農業者制度については、制度名や内容を知らない農業者も多く、あらゆる機会を通して周知を図るとともに、現在の認定を受けている農業者も含めて、家族経営協定の締結による認定農業者の拡大等、経営の強化を図る必要があります。

[方向]

多摩市農業の中核を担う農業者を育成するために、認定農業者制度の普及を図り、経営意欲のある農業者を、認定農業者として位置付け、積極的に支援します。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①認定農業者の育成	認定農業者制度の周知・啓発	○	○	農業者、東京都、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課
	農業経営改善計画策定の支援	○	○	
②認定農業者の支援	認定農業者への支援体制の確立	○	○	農業者、東京都、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課
	各種助成施策の検討・導入	○	○	

コラム

認定農業者とは

認定農業者とは、自ら農業経営改善計画を立て、市町村の基本構想に照らして認定された農家を言います。基本構想では、所得目標のもとに直売や加工、消費の6次産業化や体験農業、有機農業など多様な農業経営に対して柔軟な認定基準になっています。また目標を下回る場合でも、意欲をもって経営内容全体を継続的に取組み、将来的に目標を達成することが期待されること等も含めて、計画が認定される可能性もあります。認定農業者になると、農業近代化資金を借り入れた場合に東京都の利子補給とは別に国の利子助成を受けられることや、スーパーL 資金などの資金を借り入れることができます。

(2) 安定した農業経営に向けた支援

〔概要〕

市内の農家・農地はともに減少が続いています。農業を維持発展させていく上で、経営規模や形態に応じた農業経営の安定を図ることも重要です。

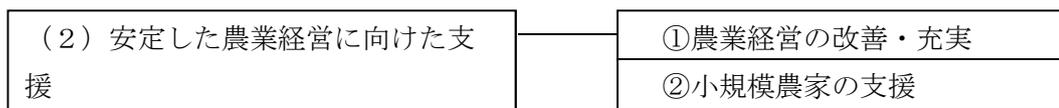
本市の令和2年の総農家数は70戸、販売農家数は20戸です。自給的農家※は50戸で総農家数の約7割を占めています（P24参照）。農業産出額では、野菜が約8割と大半を占め、果樹18.2%、米麦0.8%であり、順位はトマト、ブルーベリー、ナス、エダマメ、ネギの順となっています（P18参照）。

農業経営では、農家意向調査によると現状維持が半数を占めています（P40参照）が、作目転換や安全安心な農産物生産に意欲のある農業者もいることから、農業者の経営意向を踏まえた支援や、小規模でも販売意向のある農家への対策を検討する必要があります。特に、小規模農家にとって、収益性の高い作物を導入し、農業収入を上げることで、農業を継続する動機づけをすることが重要です。

※経営耕地面積が30a未満で、かつ年間販売金額が50万円未満の農家

〔方向〕

家族労働に依存する農業経営の近代化・合理化を図るとともに、営農状況に応じた安定的な農業経営の確保と、小規模農家の支援を進めます。



農産加工組合による味噌づくり（原峰のかおり）の様子

[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①農業経営の改善・充実	家族経営協定の推進	○	○	農業者、東京都、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課、ごみ対策課、屋外証明等管理者
	市場管理・複式簿記・財務等の経営講習会の開催	○	○	
	施設栽培型農業の推進	○	○	
	収益性の高い作物の転換の支援	○	○	
	排出方法の工夫による残渣処理の支援（新規）	●	○	
	農作物に対する光害対策のための屋外照明への減光装置等の要望	○	○	
	パソコン等の活用による農業経営分析や栽培管理の支援（新規）	○	○	
②小規模農家の支援	各種制度を活用した農地有効利用の検討・提案（新規）	●	○	農業者、J A、農業委員会、経済観光課
	無人直売所経営講座の実施（新規）	●	○	
	特産品になりうる作目や小規模農家に適した農作物の周知・斡旋（新規）	●	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。



採りっきり栽培[®]によるアスパラガス（P34 参照）



ソバージュ栽培[®]によるミニトマト（P34 参照）

(3) ニーズに応えた販路の確保

〔概要〕

消費者ニーズの多様化や地場農産物の購入意向が高まる中で、農家の販路や販売方法も様々な形態が求められています。

本市の農家による共同直売は、多摩市農業団体連絡協議会の運営による「いきいき市」、多摩市農産物即売推進協議会の運営による「朝市」が行われています。この他の直売ではJAの運営による「グリーンショップ多摩」、NPO法人の運営による「アンテナショップ Ponte」があります。また、農家は「みなみの恵み」(JA東京みなみ 日野万願寺直売所)にも出荷しています。さらに、多摩市学校給食連絡協議会による学校給食への供給、市場出荷等多様な販売を行っています。

一方、市民の市内農産物の購入意向は高く、販売場所の増設や情報提供を求めています。農業者は市民の要望に応える生産量の確保や農産物の流通方法の確保が課題となっています。

そのため、市内農産物の販売の情報提供と合わせて、自家消費のみの農家の農産物の販売への参加を促進することが大切です。

〔方向〕

消費者が身近にいる都市農業のメリットを活かし、新たな地域での販売方法の検討とともに、庭先販売の実態把握を進めます。

学校給食への供給拡大を支援し、自家消費農産物の販売を促進します。

(3) ニーズに応えた販路の確保

①直売の充実

②学校給食等への供給

③新たな流通の仕組みづくり



多摩市産の野菜を使った学校給食

資料：学校給食センター

[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①直売の充実	共同直売の運営支援の充実や共同直売所案内パンフレット等の作成	○	○	農業者、J A、経済観光課
	個人直売所の実態把握（新規）	●	○	
②学校給食等への供給	学校給食等への供給の拡大	○	○	農業者、J A、農業委員会、経済観光課、子育て支援課、学校給食センター
③新たな流通の仕組みづくり	共同集荷システムや新たな地域での販路拡大の検討（新規）	●	○	農業者、J A、経済観光課

コラム

学校給食等の地場産農産物の使用拡大

国の第四次食育推進基本計画では、学校給食における地場産物を使用する割合を、現状地（令和元年度）から維持・向上した都道府県割合を令和7年度までに90%以上とすることを目指しています。

本市においては平成7年から学校給食への市内農産物の供給を進めており、農業者の販路の一つになっています。又、学校給食だけでなく、他の教育・福祉施設等、多様な供給を進めることにより、農業者の生産拡大へのきっかけとなることが考えられます。



学校給食で提供されたブルベリージャム
(多摩市の農産物応援サイト agri agri より)

(4) 安全・安心な“食”の供給

[概要]

消費者の食の安全・安心に対する関心や意向は高まっており、農業者は安全・安心な農産物を、消費者が手に入れやすい方法で供給していくことが大切です。

本市の環境保全型農業の取り組みでは、平成27年で化学肥料の低減が7経営体、農薬の低減が12経営体、堆肥による土作りが9経営体の28経営体(延べ)で取り組んでいます。令和2年以降は集計方法が変更となったためデータが存在しません。

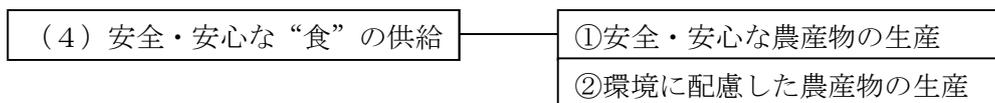
東京都エコ農産物認証※生産者の状況は、令和5年度、6人が認証を受けており、4人が「東京エコ50」、他は「東京エコ25」となっています。

また農林業センサス2020によると、市内では3経営体の農業者が有機農法に取り組んでいるとのことです。

市民は安全、安心な農産物を求めており、農業者も安全、安心な農産物生産の意欲があり、多摩市の農業生産では「安心、安全」を共通の課題とすることが考えられます。

[方向]

市民のニーズに応える安全・安心な農産物生産を進めるとともに、環境への負荷をできるだけ低減させるために、環境にやさしい農法の検討を進めます。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①安全・安心な農産物の生産	生産現場が見える市内農産物のPR(新規)	○	○	農業者、東京都、JA、経済観光課
	東京都エコ農産物認証制度の普及・啓発(新規)	●	○	
	GAP※の普及・啓発	●	○	
②環境に配慮した農産物の生産	環境保全型農業への取り組みの支援	○	○	農業者、東京都、JA、経済観光課、ごみ対策課
	農業廃棄物の適正処理の実施	○	○	
	プラ削減・カーボンニュートラルを目指す農家の取り組みへの支援(新規)		○	

※GAP(Good Agricultural Practice:農業生産工程管理)とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み(農林水産省ホームページ)

(5) 付加価値を高める農業の推進

[概要]

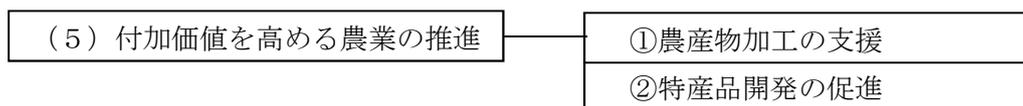
農産物加工や特産品の開発は、農産物の付加価値を高める上で重要な取り組みになります。

本市は野菜の農業産出額が全体の8割を占めていますが（P18 参照）、今後の農業経営として、花きや果樹栽培、農産物加工に意欲のある農家もみられます。

特産品では、市内産の米を使用した地酒、米と麦を使用した味噌の他、梅酒、菓子、ゼリーなどが作られています。市民の認知度が高い朝顔市で販売される「朝顔」をはじめ、新たな作目や特産品について市民の周知と購入を促進することにより、農業者の生産、加工意欲を高めることが大切です。

[方向]

農産物加工等による付加価値をつける農業を支援するとともに、市内産農産物を活用した特産品の普及と農業に専門性を持つ大学や、農業の専門技術を持つ機関等の協力を得て、特産となる農産物の育成や拡大に向け取り組みます。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①農産物加工の支援	地場野菜や果樹の加工の支援	○	○	農業者、J A、経済観光課
	新たな加工品の検討（新規）	●	○	
②特産品開発の促進	特産品のPRの支援	○	○	農業者、J A、経済観光課、秘書広報課
	ご当地野菜（特産品となりうる農作物）の導入支援と市内農家への普及拡大（新規）	○	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

基本方針 2 多摩市農業を支える担い手の育成を目指して

(1) 後継者・担い手の確保と支援

[概要]

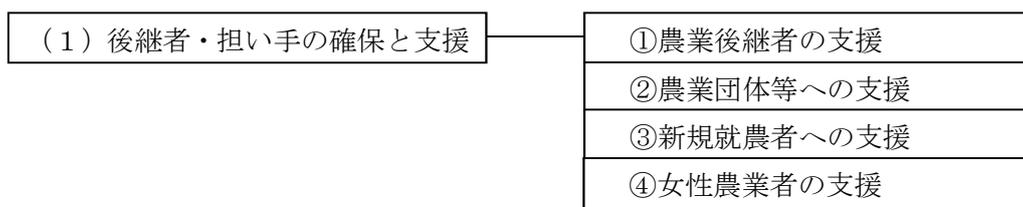
農業者は減少傾向にありますが、意欲的な農家では後継者も育ち、また定年帰農など、様々な担い手が出現する状況もあります。

本市の令和2年の農業後継者の状況は、販売農家20戸中、同居農業後継者がいる農家が11戸とわずかに減少しております。(P27参照)。

また、多摩市では農家の配偶者が農業に携わる機会が多く、女性農業委員の比率が高い傾向にあり、女性農業者を重要な担い手として位置付け、支援を図る必要があります。

[方向]

新規就農、定年帰農など、多様な後継者がやりがいを持てる農業を進めるために、後継者の交流や各種研修などの支援を行います。女性農業者の働きや役割を重視して、支援を行います。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①農業後継者の支援	後継者の交流の場づくり(新規)	●	○	農業者、東京都、J A、多摩商工会議所、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課
	後継者の就農意欲向上につなげる消費者等との交流の場づくり(新規)	●	○	
	農業(経営・技術)講座の開催(新規)	○	○	
②農業団体等への支援	農業団体活動への支援	○	○	農業者、市民、東京都、J A、東京都農業会議、経済観光課
	市とJ Aとの連携の強化(新規)	●	○	
③新規就農者への支援	新規就農者への情報提供	○	○	農業者、市民、東京都、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課
④女性農業者の支援	女性農業者の交流の場づくり	●	○	農業者、東京都、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課
	意向に対応した各種研修の紹介	●	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

(2) 市民による援農システムの構築

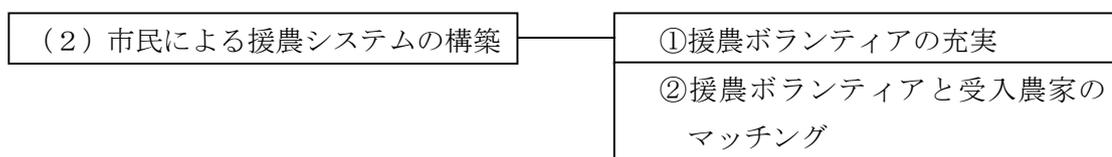
〔概要〕

市民の農業への関心が高まる中で、援農ボランティアは、各地の自治体においても広がっています。本市は平成 27 年度から援農ボランティア講習会を行い、令和 5 年現在、継続ボランティア 53 名、講習生受入農家が 5 名、協力農家が 6 名となっています（P 32 参照）。

今後は、労働力が不足する農家が増加することが想定され、援農ボランティアの役割は一層重要になると考えられます。そのため、これまで以上に市民が参加しやすい体制を検討する必要があります。

〔方向〕

援農システムの普及を図るとともに、市民が農業に参加する取り組みとして、多様な援農意向のある市民と受け入れ農家をマッチングする仕組みの充実を図ります。また、そのための調整機能について検討します。



〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①援農ボランティアの充実 	多様な援農ボランティア事業の展開	○	○	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課
	援農ボランティア講習生への技術講習会の充実	○	○	
②援農ボランティアと受入農家のマッチング 	受入希望農家への周知と拡大（新規）	●	○	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課
	援農ボランティアと受入農家の交流の推進と調整機能の新たな仕組みづくりの検討	○	○	

基本方針3 多面的機能を活かした都市農地を目指して

(1) 都市農地の保全

〔概要〕

農業・農地は農業生産を通じて重要な役割を果たしており、市民とともに農地保全を進めることが大切です。

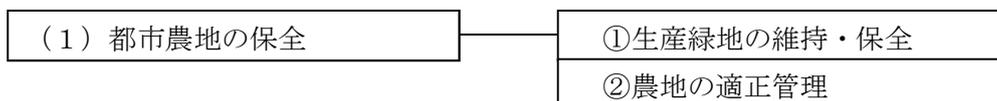
本市の令和2年の農地面積は39.1ha（総土地面積の1.9%）、生産緑地面積は26.8ha（農地面積の68.5%）を占め、相続税納税猶予制度適用農地面積は12.5ha（生産緑地面積の46.6%）を占めています（P13参照）。都市農地を取り巻く状況は、平成29年の生産緑地法改正による「特定生産緑地制度」の創設、平成30年の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行等大きく変化しており、対応の検討が課題となっています。特に、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」については、これまで困難だった生産緑地の貸借がしやすくなったことから、所有者自ら耕作することが困難になった農地について、農家への貸借や、市民農園的活用なども見込まれます。

今回の制度改正については、農業者に制度を正しく理解してもらうことが重要であり、また、制度の活用による農地保全の方法を具体的に示すことが大切です。

〔方向〕

市民への農産物供給の場として農地を確保し、貴重な緑地環境でもある農地について、生産緑地法等の関連法令を活用して、保全を図ります。市、農業委員会、JAが連携し、一体となって制度及び支援策の周知に努め、より多くの農家が生産緑地制度の活用を図れるよう支援します。

また、農業委員会の活動による農地の適正管理を進めます。



生産緑地農地と災害時協力井戸（市内）

〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①生産緑地の維持・保全	生産緑地地区の指定の推進	●	○	農業者、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課、都市計画課
	農業に従事することを希望する者や規模を拡大したい農業者への生産緑地の取得の斡旋	○	○	
	生産緑地法関連の法令改正の周知	●	○	
	特定生産緑地制度の周知及び特定生産緑地指定による生産緑地保全（新規）	○	○	
	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による生産緑地の貸借制度の周知と対応の検討（新規）	●	○	
②農地の適正管理	農業委員による農地の肥培管理指導	○	○	農業者、J A、農業委員会、経済観光課、都市計画課
	農業委員による農業者の土地流動の早期把握と助言	○	○	
	農地保全意欲のある宅地化農地※所有者への保全支援の検討（新規）	●	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

※ 宅地化農地…生産緑地の指定を受けていないため、宅地並みの評価により固定資産税が課税されている農地

コラム

生産緑地をめぐる新たな制度

特定生産緑地制度

生産緑地が都市計画決定された日から30年経過後は、いつでも買取申出が可能になりますが、従来適用されていた固定資産税等の税制特例措置が5年間の激変緩和措置を経てなくなります。従来適用されていた税制特例措置を受けるためには、生産緑地の所有者などの意向をもとに、市が生産緑地を特定生産緑地に指定する必要があります。特定生産緑地に指定した場合、買取申出ができる時期は、「生産緑地の都市計画決定から30年経過後」から、10年延長されます。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律

都市農業の持つ多面的機能を発揮する取り組みを行うことを要件に、農地法の法定更新が適用されない仕組みで生産緑地の貸借を可能とするものであり、貸借しても相続税納税猶予の適用も継続されます。この制度を活用すれば、都市農業経営の法人化も可能となり、新たな経営スタイルの確立が可能になります(全国農業新聞から抜粋)。

(2) 農地の多面的機能の発揮

〔概要〕

農地は、農産物の供給以外にも、防災、環境保全、レクリエーション等の機能を有しており、市民の身近な環境として、これらの機能を活かしていくことが大切です。また、障がいのある人の農業分野への就労や健康づくり施策との連携が求められています。

都市農地は、災害時には地域住民への農産物の供給や避難場所として活用することが考えられます。そのため、日頃から農家と地域住民が都市農業への理解を深めるとともに、災害時の農地の活用について検討していくことが大切です。

本市の食育の取り組みでは、健康づくりのために各種講座や料理教室を開催しており、その食材として多摩市産の農産物を使用する可能性も考えられます。

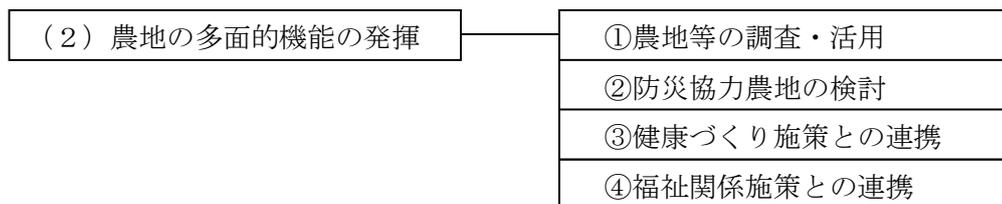
農業を障がい者の就労の場として活用する例も全国的に増えてきています。国においても障がいのある人の農業分野での就労を支援する取り組みを進めており、農業が障がい者にとって、いきいきと働く場として注目されています。

障がい者団体を対象としたアンケートでは、農業に対する積極的な関わりが求められており、なかでも働く場としての農業へのかかわりについての回答が最も多い結果となっていました。

〔方向〕

農地の多面的機能を活用するために、農地の状況に応じた市民利用の可能性を検討します。市街地においては、農地は貴重な防災空間であり、災害時の農地の活用について、農家への協力について働きかけを行ないます。

また、健康づくり施策に農作業の要素を取り入れることの推進や、福祉関係施策と連携し、高齢者の生き甲斐づくりとしての農の活用や、障がい者の働く場としての農家への紹介など、農福連携の取り組みを検討します。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①農地等の調査・活用	農地の耕作状況の把握	○	○	農業者、市民、J A、農業委員会、経済観光課
	農家の意向を踏まえた市民活用の検討	●	○	
②防災協力農地の検討	災害時における農業者との協定締結の検討（新規）	●	○	農業者、農業委員会、経済観光課、防災安全課
③健康づくり施策との連携	地場農産物PRを通して野菜の摂取量増加の普及啓発（新規）	●	○	農業者、市民、経済観光課、健康推進課
④福祉関係施策との連携	福祉農園への支援（障がい者農園の充実を含む）	○	○	農業者、市民、福祉団体、経済観光課、児童青少年課、高齢支援課、障害福祉課
	農作物の活用を目的とした、子ども・だれでも食堂等との連携の推進（新規）	●	○	
	農業を通じた福祉活動の場の提供（新規）	●	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

コラム

都市農業の多面的機能

都市農業には、景観創出機能、交流創出機能、食育・教育機能、地産地消機能、環境保全機能、防災機能の6つの多面的機能があります。農業生産だけでなく、これらの多面的機能を有効に活用することにより、私たちの生活にうるおいや安全をもたらすことができます。また、近年は農業生産に福祉団体が係わる農福連携が進んでいます。本市においても、農業に係わる意向を示す福祉団体もあり、今後は農業を通じた福祉活動の展開が望まれます。



交流創出機能を活用した農業体験農園



棚田の景観（都立桜ヶ丘公園）

(3) 農とのふれあいの場づくり

[概要]

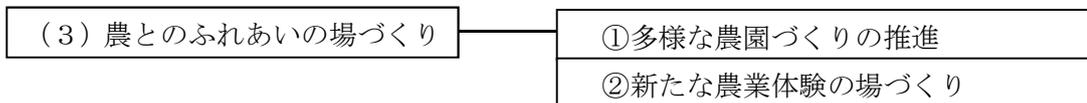
農とのふれあいを求める市民の意向は高く、市の運営による家庭菜園や、農家による体験型市民農園、民間事業者の運営による農園など、様々な形態の農園づくりが進んでいます。

本市では、令和5年現在家庭菜園が6ヶ所、体験型市民農園が2ヶ所、整備されています（P35・36参照）。

これらの農園は、市民が気軽に農業に触れる場、都市農業への理解を深める場として大切であり、市民と農家の意向に応じた多様な農園の整備を支援していく必要があります。

[方向]

農とのふれあいの機会を求める市民のニーズに応えるために、家庭菜園や体験型農園の充実を図るとともに、新たな農業体験施設を検討します。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①多様な農園づくりの推進 	体験型市民農園の整備支援	○	○	農業者、市民、JA、民間団体、農業委員会、経済観光課
	家庭菜園事業の実施	○	○	
	農業者によって運営される市民農園開設にあたっての支援（新規）	●	○	
	生産緑地内農地の家庭菜園用地としての利用の検討（新規）	●	○	
②新たな農業体験の場づくり 	新たな農業体験施設創設に向けた研究		○	農業者、市民、JA、経済観光課、公園緑地課
	既存公園の農的利用の検討	●	○	
	（仮称）連光寺6丁目農業公園の開設		○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

基本方針4 市民と共に支える多摩市農業を目指して

(1) 食育の推進

〔概要〕

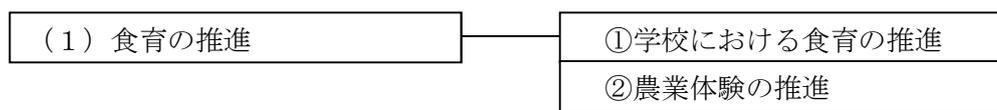
食育は、健康な食生活を送るために、食品の選び方や安全性等について学び、さらに農業との関係を学ぶことです。

本市では、農業団体の多摩市学校給食連絡協議会が出荷調整をして学校給食への食材の供給を行っています。地域の生産者は、ゲストティーチャーとして授業への参加や学校でのグリーンカーテン作りの指導の取り組みも進めています。

食育については、幼少期からの農業体験が農への関心を高めることになり、その後の成長に応じた取り組みが大切です。

〔方向〕

幼少期、学齢期など、年齢層に応じて農業に触れる場を提供するとともに、地場農産物を活用した食育を進めます。農業者が将来にわたって、食育や農業体験に取り組んでいけるよう仕組みづくりを進めます。



〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①学校における食育の推進 	食育（授業）事業への参加	○	○	農業者、J A、農業委員会、経済観光課、給食センター、教育指導課、小中学校
	学校農園への支援	○	○	
	地場農産物を使った学校給食等による食育の推進（新規）	●	○	
②農業体験の推進 	家族体験農業（児童館）の実施	○	○	農業者、市民、J A、農業委員会、経済観光課、子育て支援課、児童青少年課、教育指導課
	保育所・幼稚園児の芋掘り体験の実施	○	○	
	中学生の職場体験の受け入れ（新規）	○	○	

(2) 都市農業への理解の促進

〔概要〕

都市農業に対する市民の理解を促進するためには、多様な情報発信や市民が直接「農」に触れ合う機会を拡大することが大切です。

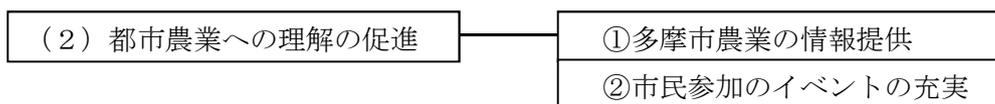
農業に関するイベントとしては、朝顔市を中心とした「ふるさと多摩夏まつり」が開催されており、近年では市内大学や福祉団体も参加しています。

農業に関する情報提供は、多摩市農産物応援サイト「agri agri」ではブログやFacebook、Twitter、Instagram等多様な情報発信により、農家や農産物、農家と市民の交流を紹介しています（P35参照）。

市民が直接、農業・農地に触れる機会を広げるとともに、多摩市農産物応援サイトの有効活用が、特に若者世代や子育て世代の都市農業への理解を深める機会となると考えられます。

〔方向〕

わかりやすくタイムリーな農業に関する情報を市民に提供するとともに、多様な農業体験の場づくりや、農家と市民のふれあいの場となるイベントの開催により、市民の農業への理解を深めます。



〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①多摩市農業の情報提供	インターネットによる情報発信の強化	○	○	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課
	イベント、お祭りにおける地元野菜等の販売	○	○	
	多摩市の農産物を使った郷土料理の掘り起こし、紹介	○	○	
	 朝市・いきいき市のPR強化	○	○	
②市民参加のイベントの充実	ふるさと多摩夏まつりの拡充	○	○	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課
	農業ウォッチングラリーのPR	○	○	
	 農家・市民を交えた都市農業振興フォーラム実施の検討（新規）	●	○	

(3) 市民による援農システムの構築（再掲）

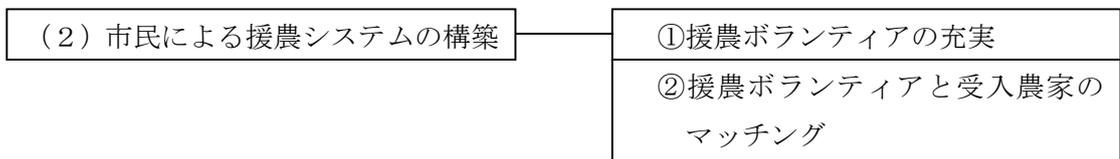
〔概要〕

市民の農業への関心が高まる中で、援農ボランティアは、各地の自治体においても広がっています。本市は平成 27 年度から援農ボランティア講習会を行い、令和 5 年現在、継続ボランティア 53 名、講習生受入農家が 5 名、協力農家が 6 名となっています（P 32 参照）。

今後は、労働力が不足する農家が増加することが想定され、援農ボランティアの役割は一層重要になると考えられます。そのため、これまで以上に市民が参加しやすい体制を検討する必要があります。

〔方向〕

援農システムの普及を図るとともに、市民が農業に参加する取り組みとして、多様な援農意向のある市民と受け入れ農家をマッチングする仕組みの充実を図ります。また、そのための調整機能について検討します。



〔施策内容〕

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①援農ボランティアの充実 	多様な援農ボランティア事業の展開	○	○	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課
	援農ボランティア講習生への技術講習会の拡充	○	○	
②援農ボランティアと受入農家のマッチング 	受入希望農家への周知と拡大（新規）	●	○	農業者、市民、JA、農業委員会、経済観光課
	援農ボランティアと受入農家の交流の推進と調整機能の新たな仕組みづくりの検討	○	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

(4) 農とのふれあいの場づくり (再掲)

[概要]

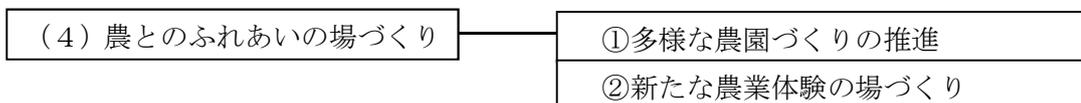
農とのふれあいを求める市民の意向は高く、市の運営による家庭菜園や、農家による体験型市民農園、民間事業者の運営による農園など、様々な形態の農園づくりが進んでいます。

本市では、令和5年現在家庭菜園が6ヶ所、体験型市民農園が2ヶ所、整備されています(P35・36参照)。

これらの農園は、市民が気軽に農業に触れる場、都市農業への理解を深める場として大切であり、市民と農家の意向に応じた多様な農園の整備を支援していく必要があります。

[方向]

農とのふれあいの機会を求める市民のニーズに応えるために、家庭菜園や体験型農園の充実を図るとともに、新たな農業体験施設を検討します。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①多様な農園づくりの推進	体験型市民農園の整備支援	○	○	農業者、市民、JA、民間団体、農業委員会、経済観光課
	家庭菜園事業の充実	○	○	
	事業者によって運営される市民農園開設にあたっての運営基準の設置や指導等の対応の検討(新規)	●	○	
	 生産緑地内農地の家庭菜園用地としての利用の検討(新規)	●	○	
②新たな農業体験の場づくり	新たな農業体験施設創設に向けた研究		○	農業者、市民、JA、経済観光課、公園緑地課
	既存公園の農的利用の検討	●	○	
	 (仮称)連光寺6丁目農業公園の開設		○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

(5) 農のあるまちづくり

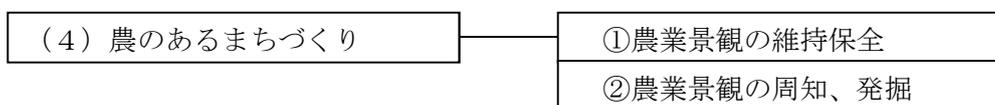
[概要]

農業集落や田畑の農業景観は、地域の特徴をあらわす原風景であり、その維持保全の取り組みが大切になっています。

本市には、谷戸と水田の景観が残されており、田植え体験が行われているところもあります。多摩市の農業景観については、市民の認知度を高め、農業者だけでなく、市民もその価値を理解し保全に協力していることが大切です。

[方向]

多摩市農業の原風景となるまとまりのある農業・農地の景観の保全を検討するとともに、個々の緑の景観の保全と新たな農業景観の創出を進めます。



[施策内容]

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
①農業景観の維持保全	農の風景育成地区制度活用検討	○	○	農業者、市民、JA、経済観光課、環境政策課、公園緑地課、下水道課
	農業用水路の保全	○	○	
	市民の協力による農業景観の維持管理の検討（新規）		○	
②農業景観の周知、発掘	水田を保全するための市民理解の醸成に向けた取り組み	○	○	農業者、市民、JA、経済観光課、環境政策課
	農業景観を市民が楽しむ取り組みの検討、紹介（新規）	●	○	

細目の**ゴシック体**は重点施策です。

5 重点施策の一覧

基本方針1 多様な形態を活かした多摩市農業を目指して

(2) 安定した農業経営に向けた支援

項目	細目	実施主体または関係団体等
①農業経営の改善・充実	収益性の高い作物の転換の支援	農業者、東京都、J A、農業委員会、経済観光課
②小規模農家の支援	各種制度を活用した農地有効利用の検討・提案（新規）	農業者、J A、農業委員会、経済観光課
	特産品になりうる作物や小規模農家に適した農作物の周知・斡旋（新規）	

(5) 付加価値を高める農業の推進

項目	細目	実施主体または関係団体等
②特産品開発の推進	ご当地野菜（特産品となりうる農作物）の導入支援と市内農家への普及拡大（新規）	農業者、J A、経済観光課、秘書広報課

基本方針2 多摩市農業を支える担い手の育成を目指して

(1) 後継者・担い手の確保と支援

項目	細目	実施主体または関係団体等
①農業後継者の支援	後継者の交流の場づくり（新規）	農業者、東京都、J A、多摩商工会議所、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課
	後継者の就農意欲向上につなげる消費者等との交流の場づくり（新規）	
	農業（経営・技術）講座の開催（新規）	

基本方針3 多面的機能を活かした都市農地を目指して

(1) 都市農地の保全

項目	細目	実施主体または関係団体等
①生産緑地の維持・保全	生産緑地地区の指定の推進	農業者、J A、東京都農業会議、農業委員会、経済観光課、都市計画課
	特定生産緑地制度の周知及び特定生産緑地指定による生産緑地保全（新規）	

(2) 農地の多面的機能の発揮

項目	細目	実施主体または関係団体等
④福祉関係施策との連携 	福祉農園への支援（障がい者農園の充実を含む）	農業者、市民、福祉団体、経済観光課、児童青少年課、高齢支援課、障害福祉課
	農業を通じた福祉活動の場の提供（新規）	

(3) 農とのふれあいの場づくり

項目	細目	実施主体または関係団体等
②新たな農業体験の場づくり 	(仮称) 連光寺6丁目農業公園の開設	農業者、市民、J A、経済観光課、公園緑地課

基本方針4 市民と共に支える多摩市農業を目指して

(3) 市民による援農システムの構築(再掲)

項目	細目	実施主体または関係団体等
①援農ボランティアの充実 	多様な援農ボランティア事業の展開	農業者、市民、J A、農業委員会、経済観光課

(4) 農とのふれあいの場づくり(再掲)

項目	細目	実施主体または関係団体等
②新たな農業体験の場づくり 	(仮称) 連光寺6丁目農業公園の開設	農業者、市民、J A、経済観光課、公園緑地課

(5) 農のあるまちづくり

項目	細目	実施主体または関係団体等
②農業景観の周知、発掘	水田を保全するための市民理解の醸成に向けた取り組み	農業者、市民、J A、経済観光課、環境政策課
	農業景観を市民が楽しむ取り組みの検討、紹介(新規)	

コラム

田んぼの多面的な機能と稲作

田んぼには、10アール(100m×10m)あたり約20万リットル(25mプールの1杯分)の水をためる保水機能を持っています。この保水機能は、河川氾濫を防ぐことや気温の上昇を抑える働き、トンボ・ドジョウなどの生息環境を作っています。

また、一粒の米から500粒(栽培によっては2000粒以上)を実らせる強い再生産能力を持っており、なによりも5千年も続いている連作障害のない作物です。



水田を活用した市民イベント

第5章

都市農業振興プランを推進するための 体制・組織づくり

多摩市都市農業振興プランを推進する体制を確立し、農家と市民が連携する新たな体制作りを検討します。都市農地保全について、国、都と連携し、制度の運用や改善への提案等を進めます。

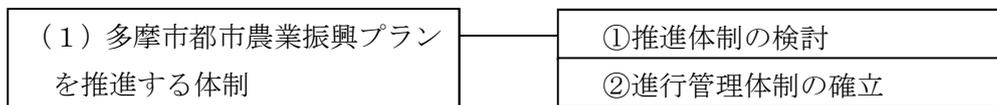
(1) 多摩市都市農業振興プランを推進する体制

本プランを実践していくためには、進行管理の体制が重要になります。

今回の都市農業振興プランは、策定委員会を設置し、内容の検討を進めるとともに、庁内各課にも照会し、策定してきました。また、策定委員会には本プランの実施に係る団体も参加しており、今後はそれぞれの役割を考慮して、計画の実践と進行管理を行う体制を検討する必要があります。

本プラン策定の取り組みを活かして、計画を推進する新たな体制を検討します。また、計画の進行管理についても、新たな体制を検討するとともに、PDCAサイクルによる進行管理を進めます。

[施策の体系]



[施策内容]

項目	細目	実施主体または関係団体等
①推進体制の検討	計画の推進に係る農家、JA、市民、行政等関係組織の役割と連携の明確化（新規）	農業者、市民、JA、庁内各課、農業委員会、経済観光課
	農家、市民が参加できる推進体制の検討（新規）	
	庁内推進体制の充実（新規）	
	総合的、計画的な施策の推進（新規）	
②進行管理体制の確立	進行管理体制づくり（新規）	農業者、市民、JA、庁内各課、農業委員会、経済観光課
	PDCAサイクルによる進行管理の実施（新規）	

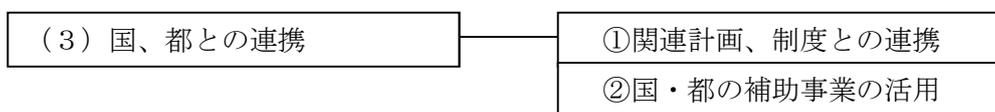
(2) 国、都との連携

国は平成 27 年に都市農業振興基本法を制定し、平成 28 年には都市農業振興基本計画を策定し、東京都は平成 29 年に都市農業振興プランを策定し、令和 5 年には新たに「東京農業振興プラン」を策定しています。

本市では、平成 27 年に令和 6 年を目標年度とする第五次多摩市総合計画第 2 期基本計画を策定し、令和 5 年には令和 15 年を目標年度とする第六次多摩市総合計画を策定しています。

本プランは、これらの国、都及び市の関連計画と連携を図り、取り組むものであり、都市農業振興基本法における地方計画として位置付け、都市農業振興の施策の充実を図るとともに、国、都と連携した効果的な取り組みを進めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

項目	細目	実施主体または関係団体等
①関連計画、制度との連携	都市農業振興基本法における地方計画としての位置付け（新規）	東京都、東京都農業会議、庁内各課、農業委員会、経済観光課
	上位計画、関連計画との連携による農地保全、農業振興（新規）	
	都市農地保全のための制度改善の働きかけ（新規）	
②国・都の補助事業の活用	多摩市農業者に合った補助金の活用の検討（新規）	農業者、国、東京都、J A、経済観光課

第6章

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

農業経営基盤強化促進基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市が定めるものです

1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

概ね、10年後の令和10年度の主要な指標を以下のように設定します。

(1) 確保すべき農地面積：目標とする農地面積 37ha

平成19年の生産緑地面積は29.7ha、宅地化農地は20.4haであり、平成29年の生産緑地面積は28.0ha、宅地化農地は13.1haとなっています。生産緑地はほぼ現状維持されていますが、宅地化農地は7.3haの減少であり、年平均3.6%の減少率です。

このことから、令和10年の農地面積は、生産緑地面積は平成29年(28.0ha)の面積を継続し、宅地化農地は平成29年以降、年平均3.6%の減少率とする8.8haとなり、合計36.8haとなります。そのため、確保すべき農地面積を37haと設定します。

(2) 確保すべき農家数：目標とする農家数 50戸

農林業センサスでは、

①平成17年の農家数は126戸、平成27年の農家数は83戸であり、この10年間の農家数の減少率は年平均3.4%です。平成27年以降、年平均3.4%の減少が続くとすると、令和10年の農家数は52.8戸となります。

②平成22年の農家数は107戸、平成27年の農家数は83戸であり、この5年間の農家数の減少率は年平均4.5%です。平成27年以降、年平均4.5%の減少が続くとすると、令和10年の農家数は45.7戸となります。

①と②の算出結果から、農家戸数は50戸と設定します。

(3) 認定農業者となる農家数：目標とする認定農業者の経営体数 14経営体

令和5年4月時点で認定を受けている農業経営体は12経営体あります。令和5年度に行った農業者意向調査結果より、今後認定を受けたいと思っている経営体は2経営体あることから令和10年の認定農業者は14経営体と設定します。認定農業者14経営体は、令和10年の農家数50戸の28%にあたります。

(4) 農業所得：所得目標額 500万円 300万円

野菜直売と体験農園、エコ農産物認証、学校給食、花きの市場出荷等により地域の農業を担う農業経営体の所得目標を「500万円」、その他の農業の広がりを支える農業経営体の所得目標を「300万円」とします。

(5) 労働時間：目標年間労働時間 1,800時間

労働時間については、農業者の健康や余暇の時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めることにより、主たる従事者1人当たりの年間労働時間の目標を、おおむね1,800時間とします。

(6) 経営管理の方法

経営管理の合理化を促進するために、財務管理では、複式簿記等の導入や経営と家計を分離した青色申告の実施を行います。

また、インターネットによる多様なソフトやアプリケーションの活用を図り、作業・販売管理を行い、生産出荷管理等や市況状況の把握・顧客データの管理・集積を行います。

(7) 農業従事の態様の改善

経営形態については、家族経営を基本にしています。「家族経営協定」を締結するなど、男女間や年齢による固定的な役割分担意識を変革し、定期的な休日制や給料制の導入を図り、従事態様の改善を推進し、次代を担う後継者や女性農業者が安心して農業生産活動に従事できるようにします。

また、女性農業者の技術や経営管理能力の向上を図り、農業の担い手として積極的な経営参画を推進します。

(8) 農地の集積目標：中核的な農家への農地集積率 48.6%

中核的な農家の条件を、以下のとおりに定義します。

①農地所有面積が50a以上でその農地の生産緑地指定率が50%以上の農家

②農地所有面積が30a以上50a未満でその農地の生産緑地指定率が75%以上の農家

①に該当する農家は20戸、②に該当する農家は6戸であり、合計26戸であるが、これら農家の10年後における農地面積の集積目標を18haと設定し、目標とする農地の集積率を10年後の多摩市内の農地面積目標37haとの比率『48.6%』とします。

また、当市は全都市街化区域のため面的集積は困難ですが、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

(9) 農地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法による農地貸借や農作業受委託等の取り組みを促進します。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

(10) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

①新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

多摩市は都市化が進み、市内における新規就農者※1は、これまで農業後継者のみの状況となっており、農外からの新規参入は見込み難いと想定されます。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手となる農業後継者を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等※2の育成・確保目標を踏まえ、多摩市においては、今後10年間で5人の当該青年等の確保を目標とします。

多摩市及び周辺市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する主たる従事者一人当たりの年間総労働時間の目標を国の労働時間短縮推進計画による 1,800 時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（第 1 の (3) に示す地域の農業を担う農業経営体の目標の 6 割程度の農業所得、すなわち 300 万円程度）を目標とします。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

多摩市における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、南多摩農業改良普及センター、J A 東京みなみと連携して重点的に指導を行います。

農業関係組織の他、近隣大学や地域との連携により、魅力ある農業を展開し、新たな農業経営者確保を図り、地域との連携による農とのふれあいにより農業を身近なものとし新規就農者確保を目指します。更に、新規就農者を将来的には認定農業者へと誘導します。

(11) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標にすべき農業経営の指標

(10) の①に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、多摩市における主要な営農類型については、第 2 農業経営モデルに示す、農業の広がりを支える経営体モデルを指標とします。

※ 1 新規就農者…ここでいう新規就農者とは、農外からの新規参入農業者、農業後継者及び新たに農業関係企業へ就職した者を指す。

※ 2 青年等…農業経営基盤強化促進法第 4 条第 2 項に基づく、次の (1) ~ (3) に当たる者。(1) 原則 18 歳以上 45 歳未満の青年 (2) 45 歳以上 65 歳未満の中高年者で他産業従事経験を活かし農業に意欲的に取り組む者。(3) (1)・(2) に掲げる者が役員の大半数を占める法人。

2 農業経営モデル

1の農業経営基盤強化の促進に関する目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営のモデルを、所得目標毎に示します。

また、農業所得の多少に関わらず、農業者がそれぞれの条件に応じて、持てる力を最大限に発揮していくことが、都市農業の発展と豊かな市民の生活を支えることにつながることから、都市農業の果たす役割に視点をおいたタイプ分けを以下のとおりとしました。

農業経営モデル（案）

- I 安心・新鮮な農産物を生産し、生産者の顔が見える農業経営
- II 市民の豊かな生活に貢献する農業経営
- III 環境と調和した農産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
- IV 市民とのふれあい・やすらぎを提供する農業経営
- V 地域産業の一翼を担い、他産業と連携した農業経営

地域の農業を担う経営モデル（所得 500 万円）

タイプ	営農モデル	経営耕地 (a) 作付面積	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
I	野菜の市場出荷を主体とした経営	80 120	2	ハウレンソウ、コマツナ	パイプハウス トラクター 播種機
IV	観光農園を主とした経営	40 40	3 ボランティア	イチゴ、ブルーベリー 体験農園	鉄骨ハウス 養液システム一式 防鳥棚
II IV	野菜の共同直売と体験農園を主とした経営	60 70	1.5 ボランティア	トマト、ナス、キュウリ、ハウレンソウ、ハクサイ、ダイコン	パイプハウス トラクター 管理機
II V	野菜の共同直売、学校給食、契約出荷を主とした経営	150 170	4 ボランティア	水稻、タマネギ、ネギ、ジャガイモ、ナス	パイプハウス トラクター 田植え機
II III	エコファーマー等の認証を受けた野菜の共同直売所出荷経営	60 100	2	トマト、ナス、キュウリ、エダマメ、オクラ、ダイコン、ピーマン、ブロッコリー	パイプハウス トラクター 播種機 動力噴霧器

地域の特徴を活かした農業経営モデル(所得 300 万円)

タイプ	営農モデル	経営耕地 (a) 作付面積	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
I IV	野菜の共同直売と学校給食への出荷を主とした経営	50 80	1.5 ボランティア	トマト、ジャガイモ、ニンジン、タマネギ、ホウレンソウ、アスパラガス	パイプハウス 管理機
I II	収益性の高い作物を導入し、直売所等へ出荷する経営	30 50	1.5 ボランティア	ナス、キュウリ、アスパラガス、ミニトマト、ジャガイモ、エダマメ	管理機
I II	花きの市場出荷と野菜の直売経営	60 100	2	パンジー、ビオラ、ベゴニア、マリーゴールド、野菜	パイプハウス 管理機
II V	地域産農産物を活用した農産加工品製造と直売野菜等を生産する経営	65 90	2	水稻（酒米、味噌）、梅、野菜	加工施設 パイプハウス 田植え機 管理機

3. 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

(1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

多摩市の農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組めます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、南多摩農業改良普及センター、JA東京みなみ等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組めます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組めます。

加えて、多摩市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

(2) 多摩市が主体的に行う取組

多摩市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、南多摩農業改良普及センターやＪＡ東京みなみなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、多摩市が主体となって、東京都、農業委員会、ＪＡ東京みなみ、農業教育機関等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築します。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行います。

多摩市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や東京都による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

(3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

多摩市は、東京都、農業委員会、ＪＡ東京みなみ、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

- ① 東京都農業会議、多摩市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行います。
- ② 農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行います。

(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

多摩市は、ＪＡ東京みなみと連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、ＪＡ東京みなみ等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、多摩市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、全都市街化区域のため、本事業は該当しません。